

# 北竜町総合計画

# あかるい農法 ひまわりの北竜町



あかるい農法  
ひまわりの北竜町  
北竜町総合計画

平成31年3月  
北竜町

# あかるい農法 ひまわりの北竜町

北竜町総合計画

平成31年3月  
北竜町

〒078-2512 雨竜郡北竜町字和 11 番地 1  
TEL 0164 (34) 2111 FAX 0164 (34) 2117  
<http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/>

平成31年3月  
北竜町

# 目次

第1部 序論	1
第1章 はじめに	3
1 計画の背景と目的	3
2 北竜町総合計画とは	3
第2章 北竜町の概況	7
1 位置・地勢	7
2 人口・世帯の状況	8
3 産業の状況	9
4 財政の状況	10
第3章 時代の潮流とまちづくりの課題	13
1 時代の潮流	13
2 北竜町の魅力と課題	15
3 町民意向の把握	17
第2部 基本構想	19
第1章 北竜町の将来ビジョン	21
1 北竜町のテーマ	21
2 基本目標	22
3 将来人口の目標	23
第2章 分野別まちづくりの基本方向	24
1 施策の体系	24
2 分野別施策の大綱	25
3 重点プロジェクト	29
第3部 基本計画	31
基本目標1 ひまわりを活かしたあかるいまち	33
1 農業の振興	33
2 観光の振興	37
3 商工業の振興	40
4 林業の振興	43
基本目標2 とともに支え合う快活なまち	45
1 健康づくりの充実	45

## あかるい農法？



### 「あかるい」

ひまわりのように明るいまち、広々とした開けたまち、安全安心な農業に詳しいまち、未来に明るいまち、そして農産物の栽培履歴を公表する「あかるい農法」を表現しています。

### 「農法」

開拓以来受け継がれてきた、「食べ物は命」の心と技と、コツコツ取り組む精神を表現しています。

### 「ひまわり」

本町は「ひまわり」をシンボルに掲げ、健康・農業・観光・誇り・ひまわり畑・一輪の大輪など様々なひまわりに取り組んでいるまちということを示しています。

### 「北竜町」

国民の命を守る農業をめざす町です。



2	地域医療の充実	48
3	地域福祉の充実	50
4	出産・子育て支援の充実	52
5	高齢者支援の充実	55
6	障がい者支援の充実	59
7	社会保障の充実	62
<b>基本目標3 快適に暮らせる心豊かなまち</b>		<b>64</b>
1	土地利用・地域整備の推進	64
2	移住・定住の促進	66
3	自然環境保全	69
4	公園・緑地の整備	72
5	情報通信環境の充実	74
<b>基本目標4 安心して生活できる晴れやかなまち</b>		<b>76</b>
1	道路・公共交通の整備	76
2	水道・下水道の整備	79
3	環境衛生の充実	81
4	防災体制の充実	83
5	消防・救急の充実	86
6	防犯・交通安全の推進	89
<b>基本目標5 すべての世代が成長し合う活発なまち</b>		<b>92</b>
1	学校教育の充実	92
2	生涯学習の充実	95
3	青少年の健全育成	97
4	スポーツの振興	99
5	芸術・文化の振興	101
6	人権尊重・男女共同参画の啓発	103
<b>基本目標6 人と想いをつなげ躍動するまち</b>		<b>105</b>
1	地域コミュニティへの支援	105
2	広報・広聴の推進	107
3	住民参画の推進	109
4	行政経営の推進	111
5	広域行政の推進	114
<b>資料編</b>		<b>117</b>

# 第1部 序論



# 町長あいさつ

北竜町では、これまで9次にわたり総合計画を策定し、時代の変化に対応しながら総合的、計画的なまちづくりを推進して参りました。

近年、国は全国的な人口減少に歯止めをかけ東京一極集中から脱却し、地方が成長する活力を取り戻し人口減少を克服することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、地方にしごとをつくる。新しいひとの流れをつくる。若い世代の希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、連携を行っていく。とする総合戦略を策定し、地方創生を推進しています。

また、国際化・高度情報化の進展、地球規模での環境問題への対応、甚大な被害をもたらす自然災害の発生などあらゆる分野において歴史的な転換期を迎えています。

本町におきましても、人口減少、少子高齢化の進行、基幹産業である農業においては、担い手不足に加え大規模経営化による労働力不足など課題が山積しております。

また、商工業では相次ぐ商店の営業廃止などにより、町内購買力の低下が顕著となっており、社会・経済情勢の変化に素早い対応が迫られています。

こうした中、今後は、北空知1市4町による定住自立圏形成協定に基づく広域的な協働によるまちづくりや、魅力ある町づくりにより移住・定住人口の増加を図っていかねばいけません。

「あかるい農法ひまわりの北竜町」には、ひまわりを活用したまちづくりにより、農業、観光、商業、移住・交流、保健、福祉、教育が一体となった行政推進の想いが込められています。

そのためにも、厳しい財政状況ではありますが、自主、自立の視点に立ち、公共施設の老朽化対策、既存事業の見直しや情報公開、行政評価に基づく開かれたまちづくり、住民参画・協働のまちづくりが一層求められてきています。

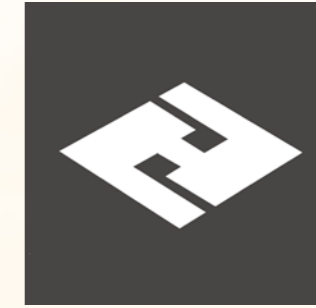
こうした状況に的確に対応し、次世代を担う子どもたちのために、私たちが何をしなければいけないのか。誇りを持ってつないでいくことのできる魅力的で活力あるまちづくりに向けて、町民の皆さんとともに心を合わせて取り組んで参ります。

最後に、計画の策定にあたって貴重なご意見やご提言をいただき、慎重な審議をいただきました総合計画策定審議会並びに町議会、アンケート調査やワークショップにご協力頂きましたすべての町民の方々に厚くお礼を申し上げますとともに、本町の発展に一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月



北竜町長 佐野 豊



## 北竜町民憲章

北竜町は雄大石狩平野にのぞみ、豊かな自然と風土に恵まれ、たくましい開拓の精神に行き、伸びゆき産業、文化のまちです。わたくしたちは、この町に住むことに誇りをもち、品性豊かな町民となるため、ここをあわせて町民憲章をまもりましょう。

- 1 元気でたらしき、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 親切をつくし、あかるく楽しい社会をつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 未来を築く子供を愛し、しあわせなまちをつくりましょう。
- 1 文化をたかめ、伸びゆく平和なまちをつくりましょう。



町の花・ひまわり



町の木・イチイ

# 第1章 はじめに



## 1 計画の背景と目的

本町では、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とする北竜町総合計画「ふるさと北竜未来プラン」を策定し、「緑の大地とひまわり輝く私のふるさと・北竜町」をテーマとして掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

近年の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題など大きな変革の時期を迎えているとともに、様々な制度改正や地方創生<sup>1</sup>の推進など、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、町民との協働をより深めながら、訪れたい町、住んでみたい町、住み続けたい町としての信頼と評価を高めるための施策展開が必要であると考えています。

これからも本町が発展していくためには、健全な財政のもとで町民・事業者・行政が一体となって、安全で安心できる生活環境の形成や、「ひまわり」を中心とした観光及び「あかるい農法」による農業の優位性を活かし、外部の様々な知見を取り込みつつ個性あふれるまちづくりを推進していくことが求められています。

時代の変化に柔軟にスピード感をもって対応し、本町がめざす姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、平成31年度を初年度とする「あかるい農法 ひまわりの北竜町」(北竜町総合計画)を策定します。

## 2 北竜町総合計画とは

### (1) 計画の役割

総合計画は北竜町がめざす将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものです。また、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、町の最上位計画として次の役割を持っています。

#### 役割1：北竜町民みんなのまちづくりの共通目標

町民に対し、今後のまちづくりの方向性や必要な取組を示し、すべての町民がまちづくりに主体的に参画・協働するための町民みんなの共通目標となるものです。

<sup>1</sup> 地方創生

人口減や雇用減に苦しむ地方自治体の活性化を旨とし、魅力あふれる地方のあり方を築くこと。地域振興・活性化。



役割2：北竜町を運営していくための総合指針

町行政においては、様々な施策や事業を計画的・効率的に推進し、北竜町を運営していくための総合的な指針となるものです。

役割3：国、道、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

国や北海道、広域市町村圏等の広域的な行政や周辺自治体に対しては、本町の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していく指針として位置づけられています。

(2) 計画の構成と期間

この計画は、政策を位置づける「基本構想」、施策を位置づける「基本計画」、事業を位置づける「実施計画」の3層構造により構成します。

① 基本構想

本町の特性や課題を総合的に勘案し、めざす将来像と、その実現に向けた基本目標や施策項目、施策の大綱、重点施策等を示したものです。

本計画における基本構想期間は、2019年度を初年度に、向こう10年間の2028年度までとします。

② 基本計画

基本構想に基づき、今後推進する主要な施策や具体的な数値による成果指標等を示したもので、成果指標により、計画の評価・公表・改善を行います。

社会・経済情勢の変化に対応できるよう、前期基本計画と後期基本計画にわけて策定します。

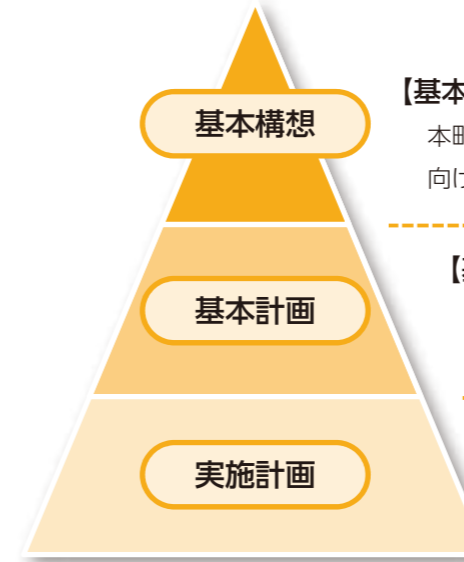
前期基本計画が2019年度から2023年度までの5年間、後期基本計画が2024年度から2028年度までの5年間とします。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したもので、別途策定するものとします。

実施計画は向こう5年間の計画とし、毎年度見直しを行います。

■総合計画の構成



【基本構想】 目指す将来像と施策の大綱

本町の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と、その実現に向けた基本目標や施策項目、施策の大綱、重点施策等を示したものです。

【基本計画】 今後推進する主要な施策と成果指標

基本構想に基づき、今後推進する主要な施策や具体的な数値による成果指標等を示したものです。

【実施計画】 基本計画を推進するための具体的な事業

基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したものです。基本構想、基本計画とは別に策定します。

■計画の期間

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
基本構想 (2019～2028年度)									
前期基本計画 (2019～2023年度)					後期基本計画 (2024～2028年度)				
実施計画 (2019～2023年度)					実施計画 (2024～2028年度)				
毎年度見直し(ローリング) 前期実施計画 (2020～2023年度)					毎年度見直し(ローリング) 後期実施計画 (2025～2028年度)				

序第1部 論

基本2部 構想

基本3部 計画

資料編

序第1部 論

基本2部 構想

基本3部 計画

資料編





## 第2章 北竜町の概況

### 1 位置・地勢

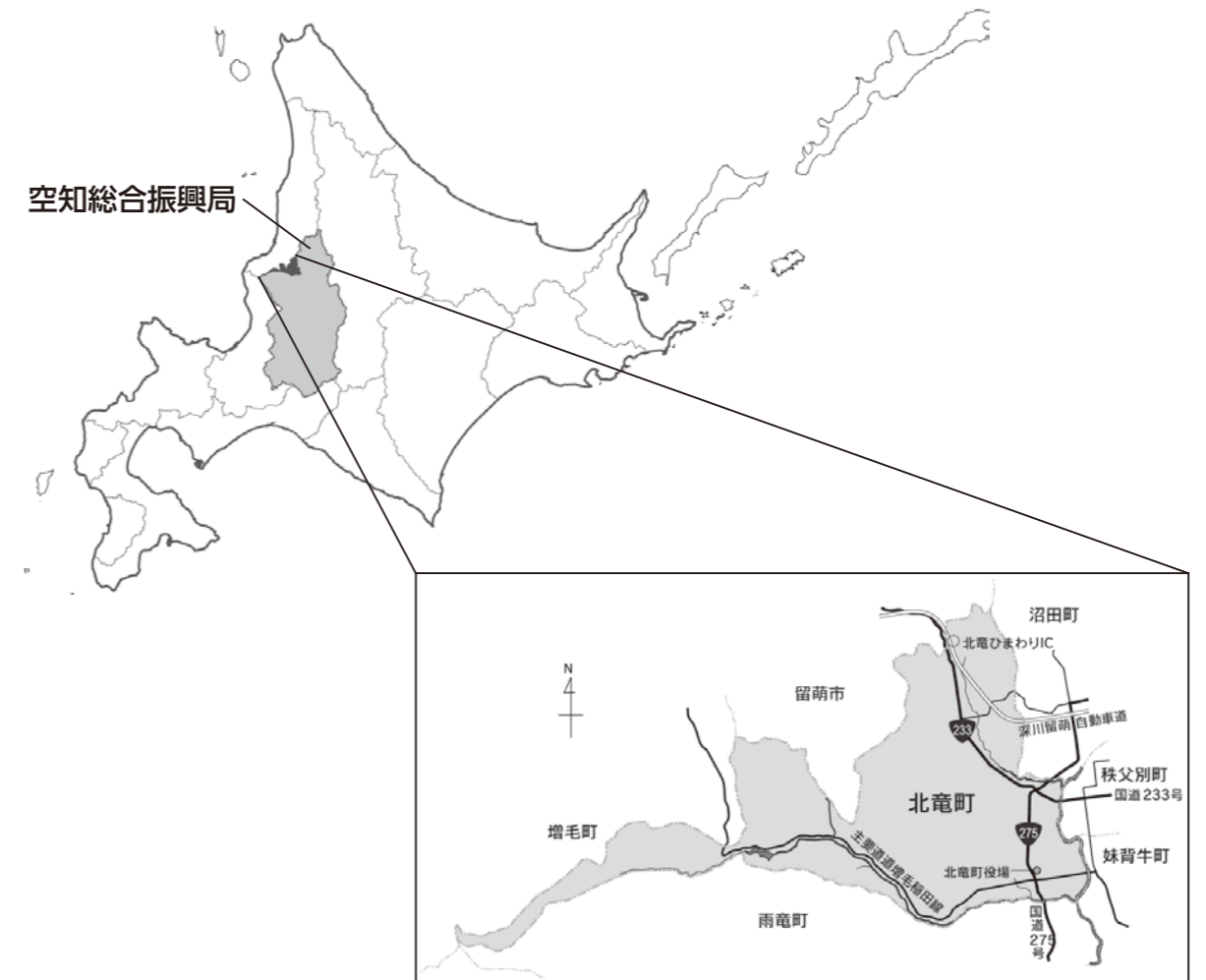
本町は、空知総合振興局管内の北部、雨竜郡の西北隅に位置し、東は秩父別町及び妹背牛町、南は雨竜町、西は増毛町、北は留萌市及び沼田町と接しています。

西部は、暑寒別岳を主峰とする増毛山脈がそびえ、暑寒別天売焼尻国定公園を有する山岳地帯となっており、東部は、農耕に適した平坦地が広がり、西高東低の地勢となっています。

東西 28km、南北 14kmと東西に長い形をしており、総面積は 158.82km<sup>2</sup>で、このうち山林が7割近くを占めています。

気候は、内陸性気候であり、冬季は南西風が多く寒冷で、積雪が 1.5 m～ 1.8 mにもなりますが、夏季は比較的温暖で南西風が多く、稲作・畑作に適しています。

#### ■北竜町位置図



### (3) 計画策定の視点

#### ①長期的な人口維持を見据える視点

現在、日本は長期的な人口減少社会へ突入しており、本町にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口維持政策を重視します。

#### ②町民参加等による計画づくり

まちづくりが、町民・団体・企業・行政等の本町構成員のすべてによって進められるよう、各種の意見聴取機会やアンケートなどで寄せられた町民の声を活かすとともに、多様な町民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

また、全庁的な職員の意識高揚に努め、積極的参画を図ります。

#### ③現行計画の成果と課題を踏まえた計画

「ふるさと北竜未来プラン」に基づき、これまでの 10 年間における施策・事業の評価を行うとともに、町民アンケートにより施策の満足度と重要度を分析します。また、実際に施策・事業を推進する上で発生した課題の整理を行い、社会潮流を踏まえた上で、今後 10 年間の取組を検討していきます。

#### ④町民に伝わりやすい計画策定

具体的な目標を盛り込むなど、目標達成度を明らかにできる計画づくりを進めます。また、計画の策定段階から推進段階に至るまで、その状況等を公表する計画づくりを進めます。

計画の進行管理においては、今年度導入を予定している「行政評価制度」と連動し、成果指標による評価とその評価結果に基づく施策・事業の見直しを進めていきます。



6

序 第1部 論

基本 第2部 構想

基本 第3部 計画

資料 編

7

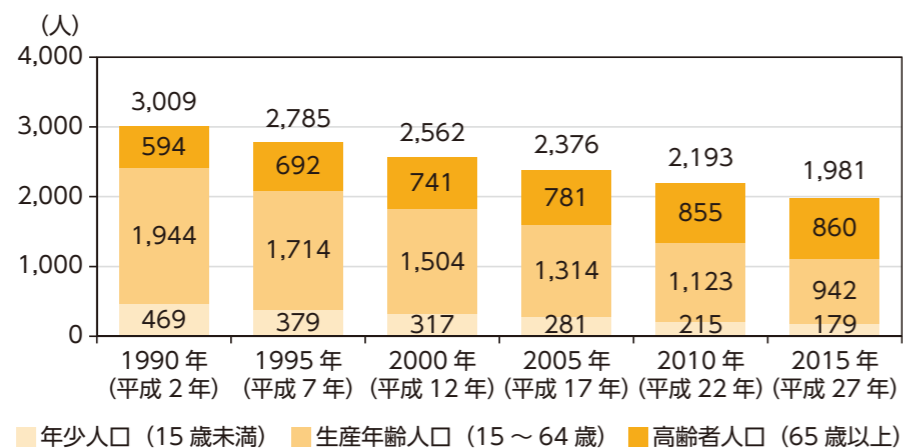


## 2 人口・世帯の状況

### (1) 総人口の推移

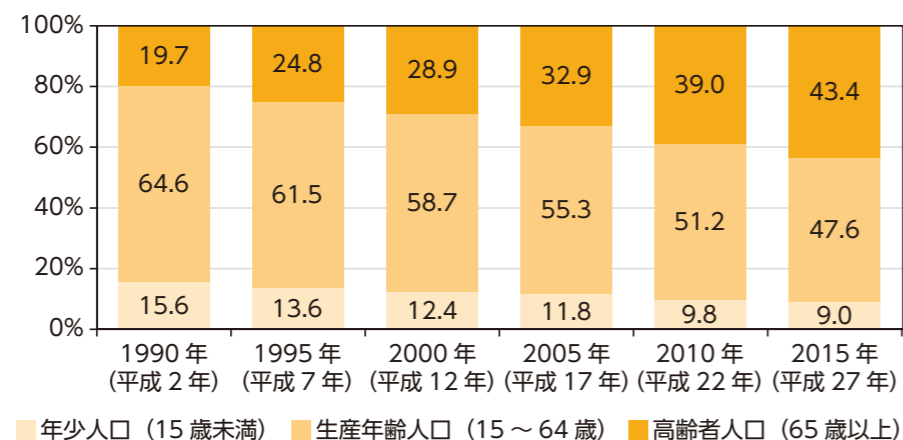
国勢調査による本町の総人口は減少が続いており、1990年（平成2年）は3,009人でしたが、2015年（平成27年）には2,000人を割り込み、1,981人となっています。このような中、少子高齢化も進行しており、2015年（平成27年）における高齢者人口の割合は43.4%で北海道の29.1%を大きく上回っています。

#### ■総人口と年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳：平成2年（2人）  
【出典】国勢調査

#### ■年齢3区分別人口割合の推移

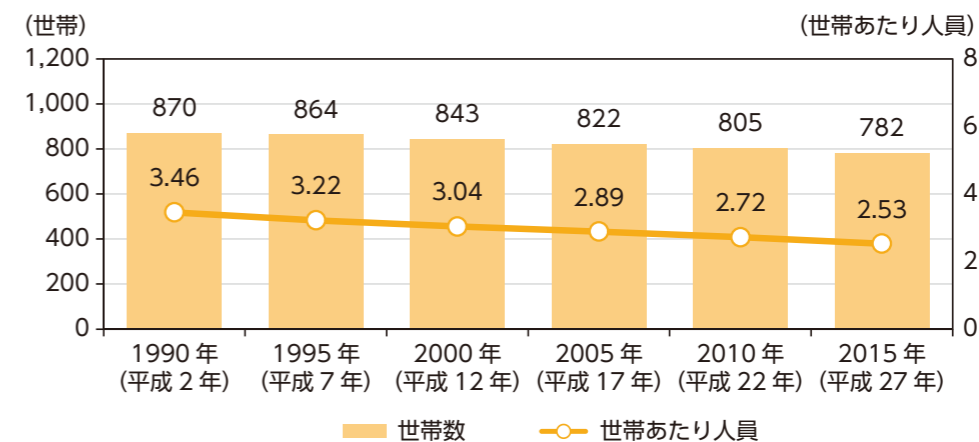


※年齢不詳：平成2年（2人）  
【出典】国勢調査

### (2) 世帯数の推移

総人口とともに世帯数もゆるやかな減少傾向が続いており、1990年（平成2年）の870世帯から2015年（平成27年）には782世帯となっています。世帯あたり人員は1990年（平成2年）の3.46人から2015年（平成27年）には2.53人まで減少しており、核家族化の進行により世帯規模が縮小していることがうかがえます。

#### ■世帯数と世帯あたり人員の推移



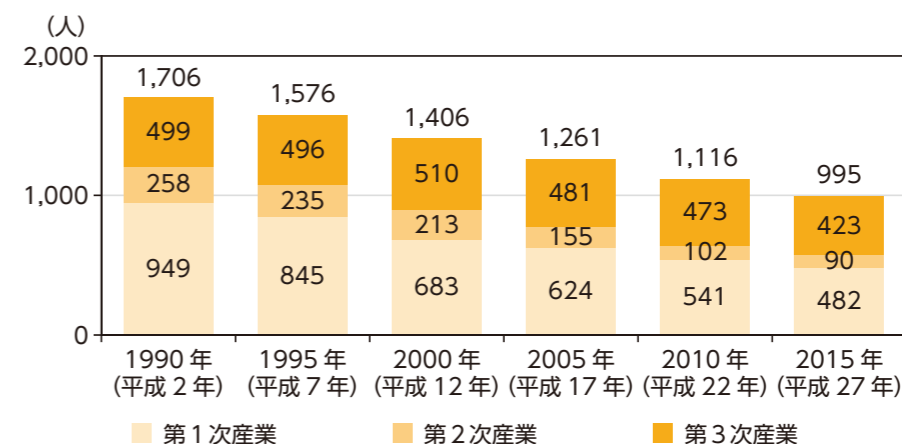
【出典】国勢調査

## 3 産業の状況

### (1) 就業者数の推移

生産年齢人口の減少とともに就業者数も大きく減少しており、就業者数全体では2015年（平成27年）には995人となっており、第1次産業と第2次産業で大幅な減少となっています。

#### ■産業別就業者数の推移



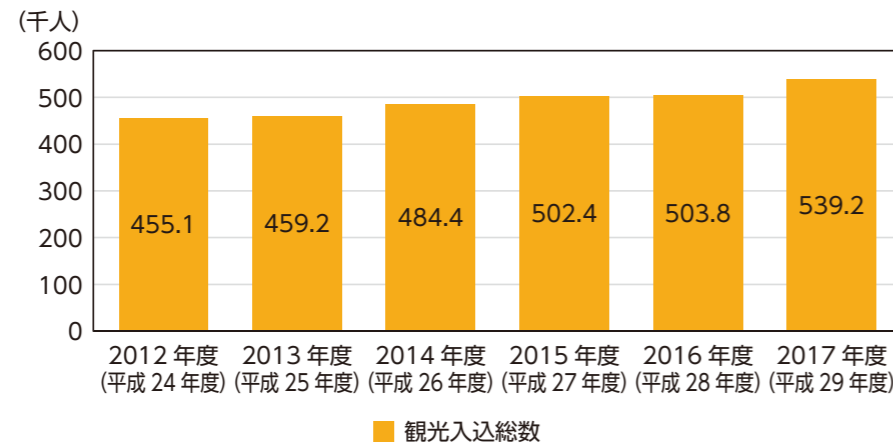
【出典】国勢調査



(2) 観光入込客数の推移

北海道へのインバウンド<sup>2</sup>観光増加等の影響もあり、ひまわり観光を中心とした本町の観光入込客数は堅調に推移しており、北海道観光入込客数調査報告書によると観光入込客数は2017年度（平成29年度）に539.2千人となっています。

■観光入込客数（入込総数）の推移



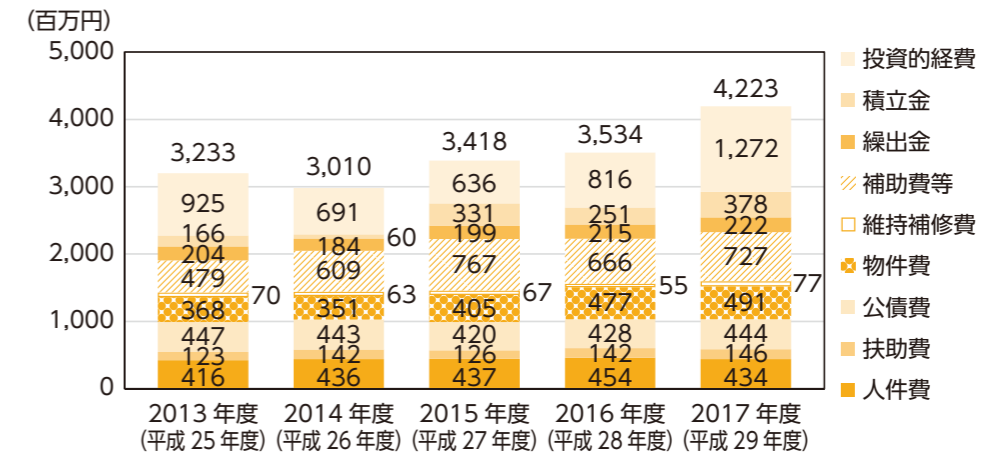
[出典] 北海道観光入込客数調査報告書

(2) 歳出決算額の推移

歳入と同様に本町の歳出決算額は2014年度（平成26年度）から増加しており、2017年度（平成29年度）の歳出総額は42億2,308万円となっています。

内訳の推移をみると、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）はおおむね横ばいに推移していますが、投資的経費、物件費及び補助費等で増加傾向がみられます。

■歳出決算額の推移（一般会計）



[出典] 北竜町

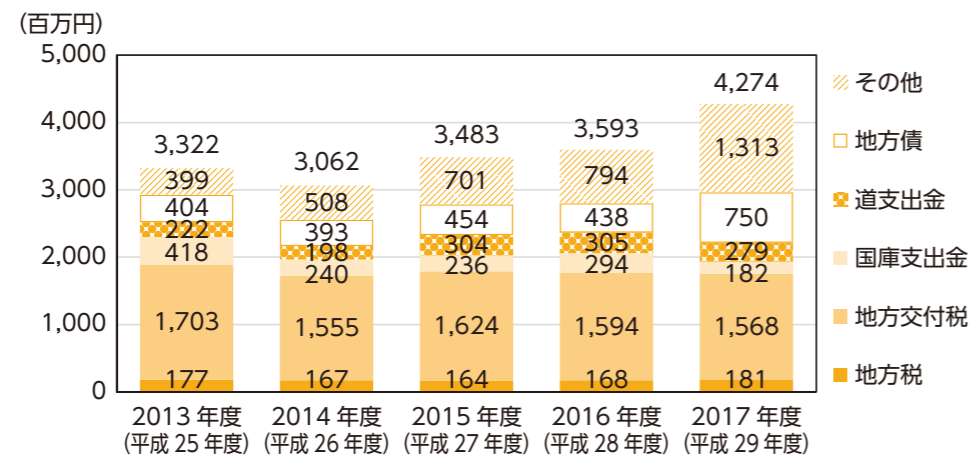
4 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

本町の歳入決算額は2014年度（平成26年度）から増加しており、2017年度（平成29年度）における歳入総額は42億7,531万円で、対前年比でみると18.9%の増加となっています。

2017年度（平成29年度）の歳入の内訳をみると、前年と比べて「地方債」及び「その他」の伸びが大きく、「その他」の中では寄附金及び繰入金が増加しています。

■歳入決算額の推移（一般会計）



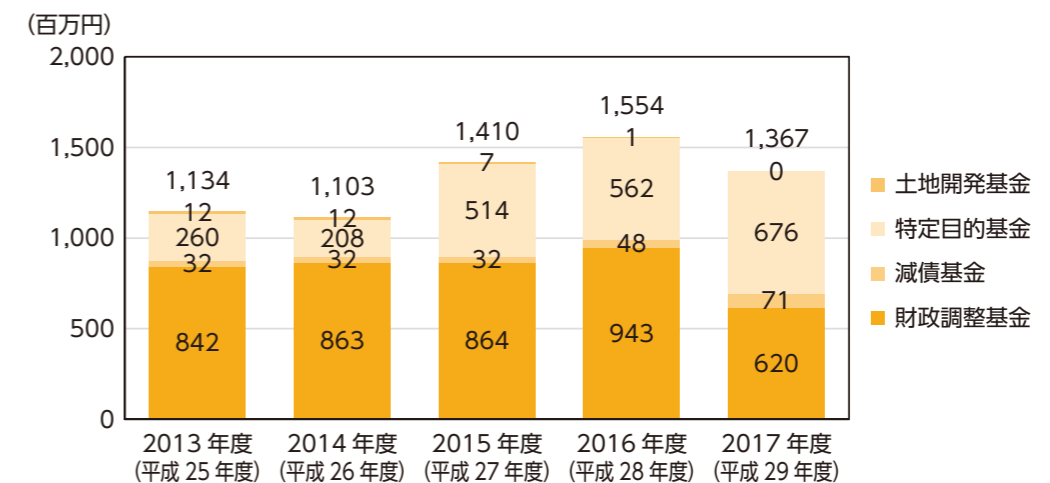
[出典] 北竜町

(3) 基金残高の推移

基金<sup>3</sup>残高は、2014年度（平成26年度）以降は増加傾向にありましたが、2017年度（平成29年度）は減少に転じており、基金残高総額で13億6,703万円となっています。

基金残高の内訳をみると、特定目的基金は2014年度（平成26年度）以降、継続して積み上がっていますが、財政調整基金は2017年度（平成29年度）の取り崩しにより減少しています。

■基金残高の推移（一般会計）



[出典] 北竜町

2 インバウンド  
外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド（Outbound）または海外旅行という。

3 基金  
条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産。

序第1部 論

基本第2部 構想

基本第3部 計画

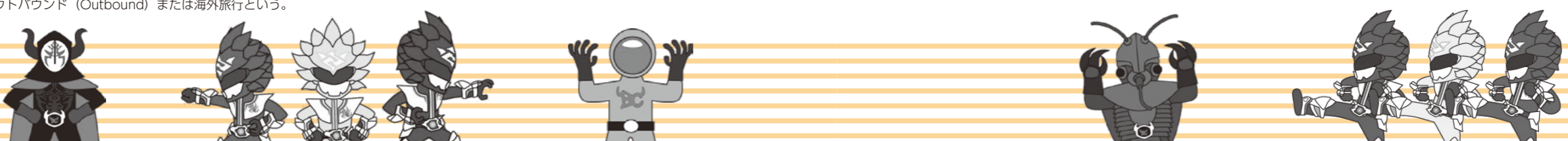
資料編

序第1部 論

基本第2部 構想

基本第3部 計画

資料編





## 第3章 時代の潮流とまちづくりの課題

### 1 時代の潮流

#### (1) 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、社会環境の変化による出生率<sup>5</sup>の低下で減少に転じています。一方で平均寿命の伸びにより、超高齢社会が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

#### (2) 高度情報化の進展

インターネットなどの普及により地球的規模で情報の入手やコミュニケーションを行うことが可能になり、社会経済の様々な分野で情報通信の果たす役割が高まっています。

日常生活においても、情報ネットワークを介して様々なサービスが利用できるようになり、人々の暮らしに大きな変革をもたらしましたが、その反面、企業や個人の情報の流出が問題になっており、セキュリティ対策<sup>6</sup>など適切な情報管理が求められています。

#### (3) 価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイル<sup>7</sup>になっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

#### (4) 経済情勢の変化

経済のグローバル化<sup>8</sup>が進み、日本の産業構造は大きく変化してきており、特に製造業における生産拠点の海外移転などで国内産業の空洞化が進行しています。

5 出生率  
一定期間の出生数の人口に対する割合のこと。一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいう。

6 セキュリティ対策  
インターネット上の攻撃である、ウイルス、不正侵入などの被害に遭わないよう対策を講じること。

7 ライフスタイル  
生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

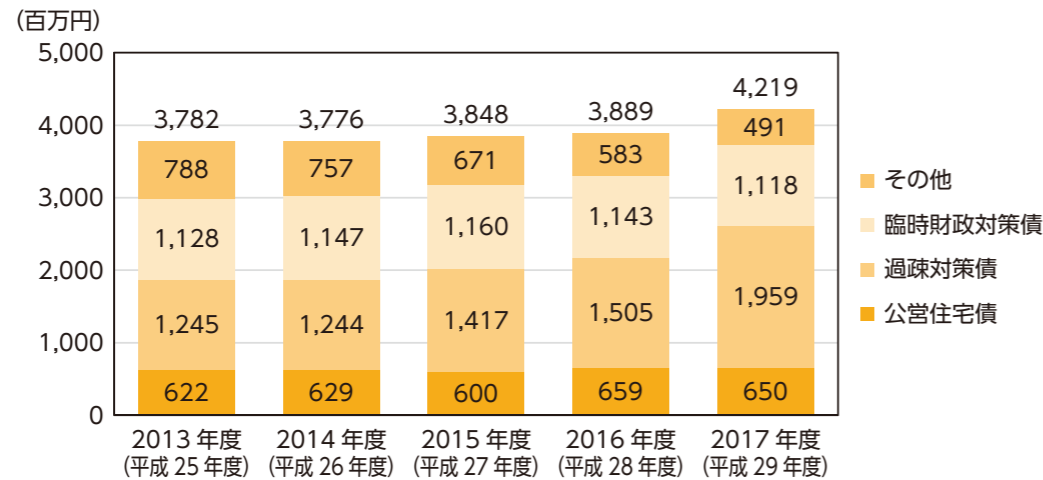
8 グローバル化  
政治・経済、文化など、様々な側面において、モノ・カネ・ヒトが、国境を越えて世界的なつながりを持ち、一層自由に移動できるようになること。

#### (4) 地方債残高の推移

地方債<sup>4</sup> 現在高は、2013年度（平成25年度）の37億8,244万円から増加傾向にあり、2017年度（平成29年度）には42億1,858万円まで増加しています。

地方債残高内訳の推移をみると、公営住宅債及び臨時財政対策債はほぼ横ばいに推移していますが、過疎対策債は2014年度（平成26年度）から増加しています。

##### ■地方債残高の推移（一般会計）



[出典] 北竜町



4 地方債  
地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れのこと。



一方、情報通信、福祉、環境分野において新たな産業の成長が見込まれています。  
また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）<sup>9</sup>をはじめとする自由貿易体制への移行や保護貿易<sup>10</sup>を主張する国の出現が、日本の産業構造へどのように影響するのか注視されています。

## （5）地球規模での環境問題への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄による経済活動は、私たちに生活の快適さや便利さをもたらしましたが、その反面、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の変化など深刻な地球規模の環境問題を引き起こしました。

今後は、環境悪化の要因は自分たちであるとの認識に立ち、ライフスタイルの見直しや省エネルギー化と自然エネルギーの推進、資源のリサイクルなど循環型社会の形成をめざすと同時に、自然環境の保全への取組が重要になります。

## （6）住民との協働によるまちづくりの推進

国の地方分権改革推進計画に基づき、地方分権一括法による義務付け、枠付けの見直しや機関委任事務の地方への権限移譲が進められており、地方分権は一層進展するものと考えられます。

分権型社会では、地方創生の推進による地域の自主性を活かしたまちづくりが求められますが、そのためには、住民が主体的にまちづくりに関わり、地域課題の解決に行政とともに取り組むことが不可欠になっており、ボランティアやNPO法人等による福祉活動・まちづくり活動が活発化し、地域社会での重要性が高まっています。

## （7）公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少等により、今後、公共施設等の利用需要が変化していくといわれています。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿化基本計画」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。

本町においても「北竜町公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後老朽化する公共施設やインフラの計画的な更新を進めていく必要があります。

## 2 北竜町の魅力と課題

北竜町の現状において、これからのまちづくりを進めていく上で「北竜町の魅力」と「北竜町の課題」をまとめてみると次のようになります。

### 北竜町の魅力

#### ■「ひまわり」を中心とした観光資源

ひまわりの作付面積100ヘクタールは全国最大級を誇っており、開花シーズンには30万人近くの観光客が訪れています。また、町と民間企業との連携によるひまわり油再生プロジェクトで「ひまわり油」の商品化を行っており、今後様々な商品への展開や新たな産業への拡大が期待されています。

#### ■安全で安心な農業

雨竜川、美葉牛川、恵岱別川の三川流域を主として肥沃な土地と豊かな水資源のもと、稲作を基幹作物とした農業のまちであり、稲作は、低農薬、有機肥料等のクリーン農業により生産されています。「北竜ひまわりライス生産組合」は2017年（平成29年）に日本農業賞の大賞（集団組織）を受賞しました。

#### ■豊かな自然環境

暑寒別岳を主峰とする増毛山脈とその支脈が町内を走る豊かな自然環境のほか、三川流域に広大な田園風景が広がっており、遠くに大雪山山溪を望む豊かな自然環境と本町の安全・安心な農業の基盤をなす環境があります。

#### ■地域の連帯感の強さと若者の元気さ

町民はやさしくあたたかい人が多く、和の心のもと地域の連帯感が強いことが特徴となっています。農協青年部、商工会青年部、役場の若手職員を中心とする北竜町ご当地戦隊ヒーロー「アグリファイター・ノースドラゴン」を結成し、町のPR活動を積極的に行っています。

#### ■北竜町への愛着度の高さ

アンケート調査では、町民の北竜町への愛着度は非常に高い結果が出ているほか、町民は「ひまわり」や「安心・安全な農業」に強い誇りを持っています。

9 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）  
環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。

10 保護貿易  
国家が貿易取引に対して、関税や非関税障壁により制限を加えることによって、国内産業の保護・育成などをしようすること。



北竜町の課題

■職業の選択肢が少なく雇用の受け皿が不足している

本町は農業を中心に発展してきたことから、雇用の選択肢が少ない状況にあり、特に冬期間の雇用の場が不足しています。

■観光資源を町の経済活性化につなげる仕組みづくり

ひまわり観光を中心として多くの観光客が町に訪れていますが、町内の経済活性化につなげるための余地がまだ残されています。

■公共施設やインフラの老朽化対策

小中学校や公民館、合同庁舎など老朽化が進んでいる公共施設があることや、多くの水道管や配水管が更新時期を迎えることから、今後計画的に公共施設やインフラの老朽化対策を進めていく必要があります。

■公共交通の不便さ

地域公共交通基盤として乗り合いタクシーや住民混乗スクールバスを運行していますが、町民の生活は自動車を中心とした移動が主体となっており、主な公共交通機関は路線バスのみとなっています。

■住環境の選択肢の少なさ

公営住宅は整備されているものの、民間による賃貸住宅があまり整備されておらず、単身者等や移住希望者等の多様なニーズに応える住環境が整備されているとはいえない状況にあります。

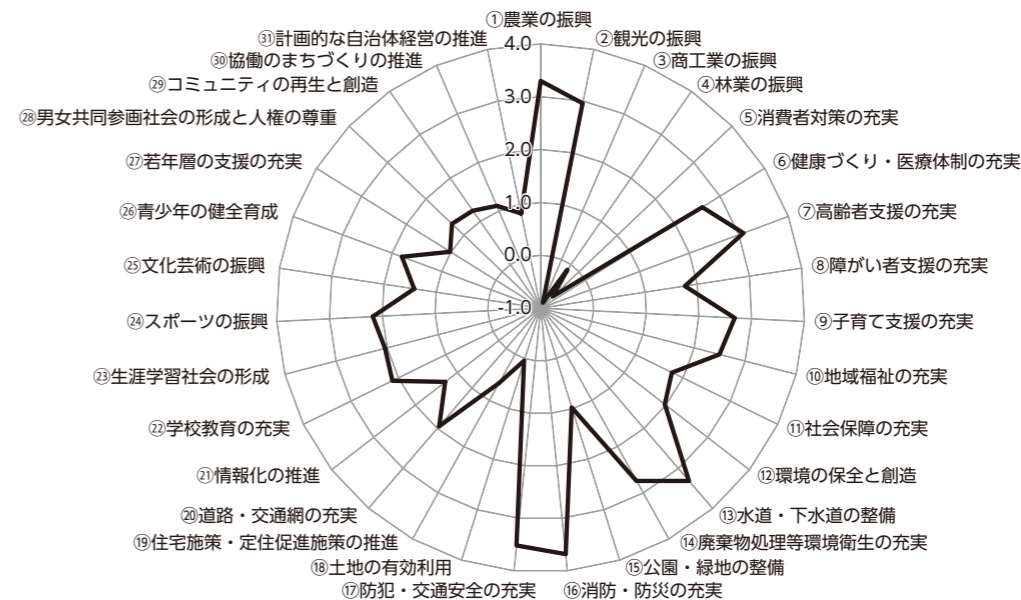
■空き家対策の推進

人口減少及び世帯数の減少から町内に空き家が増えている状況にあります。今後さらに空き家は増加することが予想されるため、空き家の利活用や安全対策及び環境整備を行っていく必要があります。

3 町民意向の把握

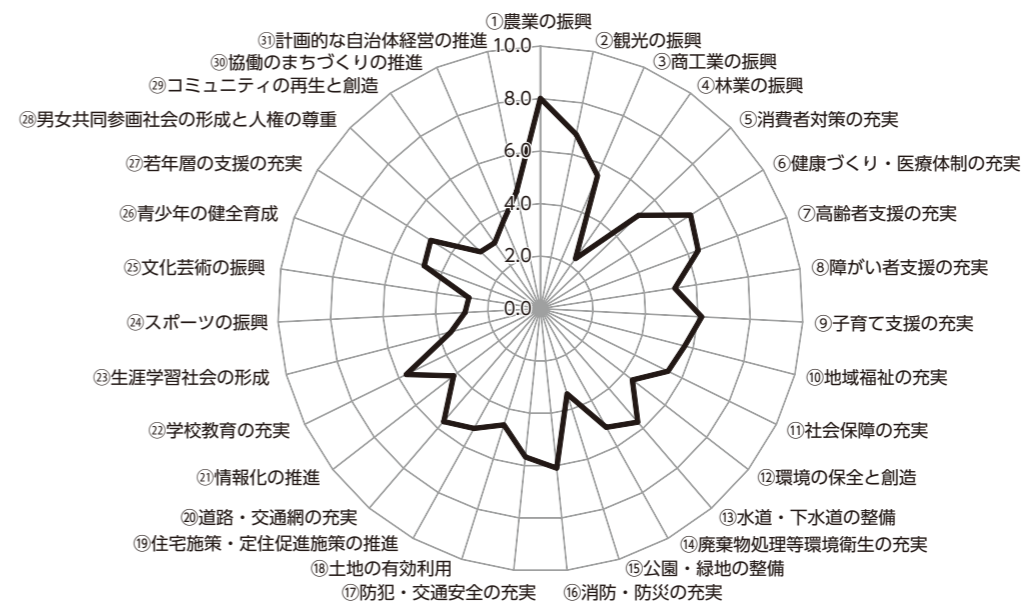
(1) 満足度調査の結果

町が推進している各施策項目の満足度調査結果によると、満足度が最も高かったのが「消防・防災の充実」、最も低かったのが「商工業の振興」となっています。



(2) 重要度調査の結果

町が推進している各施策項目の重要度調査結果によると、重要度が最も高かったのが「農業の振興」、最も低かったのが「林業の振興」となっています。



序第1部 論

基本第2部 構想

基本第3部 計画

資料編

序第1部 論

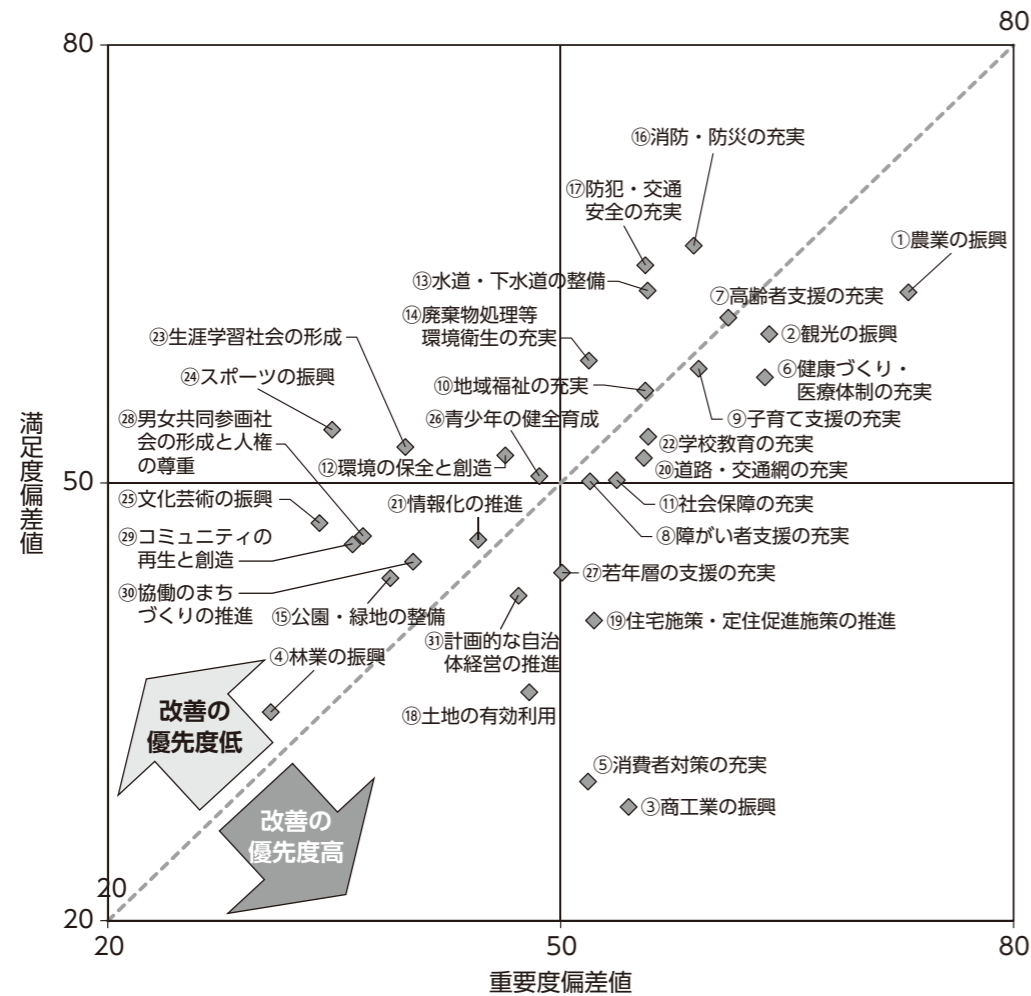
基本第2部 構想

基本第3部 計画

資料編

(3) 満足度と重要度からみた分析

施策項目に関する満足度と重要度それぞれの評価を偏差値によりグラフ化したものが下図となります。施策項目の位置が右下にあるほど改善の優先度が高い項目となり、特に満足度が低く、重要度が高い施策項目である「商工業の振興」「消費者対策の充実」「住宅施策・定住促進施策の推進」は改善の優先度が高い項目です。



改善の優先度が高い項目

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ③商工業の振興         | ⑥健康づくり・医療体制の充実 |
| ⑤消費者対策の充実       | ⑦若年層の支援の充実     |
| ⑧土地の有効利用        | ⑩計画的な自治体経営の推進  |
| ⑨住宅施策・定住促進施策の推進 | ⑪道路・交通網の充実     |
| ①農業の振興          | ⑫観光の振興         |

第2部  
基本構想



## 第1章 北竜町の将来ビジョン



### 1 北竜町のテーマ

～ 2019年度から2028年度における10年間の北竜町のテーマ ～  
 2028年度を計画目標年度とする本計画では、北竜町のテーマを次のように掲げます。

# あかるい農法 ひまわりの北竜町

#### テーマに込めた想い

##### あかるい

ひまわりのように明るいまち、広々とした開けたまち、安全安心な農業に詳しいまち、未来に明るいまち、そして農産物の栽培履歴を公表する「あかるい農法」を表現しています。

##### 農法

開拓以来受け継がれてきた、「食べ物は命」の心と技と、コツコツ取り組む北竜町民の精神を表現しています。

##### ひまわり

本町は「ひまわり」をシンボルに掲げ、心と体の健康・農業・観光・誇り・ひまわり畑・一輪の大輪など様々なひまわりに取り組んでいるまちということを示しています。



## 2 基本目標

「あかるい農法 ひまわりの北竜町」をテーマとした新たなまちづくりの基本目標（分野ごとの目標）を次のとおり定めます。

### 基本目標1 ひまわりを活かしたあかるいまち【産業・観光・雇用分野】

豊かで活力のあるまちづくりに向けて、第一次産業から第三次産業まで多様で調和のとれた魅力と活力あふれる産業振興を推進します。

### 基本目標2 とともに支え合う快活なまち【保健・医療・福祉分野】

すべての町民が健やかに安心して生活が送れるように健康・福祉の向上に努めます。各種保健事業を充実させるとともに、住民組織や団体などと連携し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。また、住民の命を守るため安心して必要な医療を受けることができる環境や救急医療体制の整備に努めます。

### 基本目標3 快適に暮らせる心豊かなまち【生活環境分野】

本町には豊かな自然、美しい景観など都市では得ることのできない魅力があります。その魅力を次の世代へと大切につなぐため、自然と調和し、誰もが快適で暮らしやすく、心豊かに過ごすことができる生活環境の形成を推進します。

### 基本目標4 安心して生活できる晴れやかなまち【生活基盤】

町民生活の基本となる生活インフラを持続的・安定的に提供できるまちづくりを進めるとともに、防災・防犯等の安全面における生活機能の向上を図り、町民がいつまでも安心して安全に暮らせるまちづくりを進めていきます。

### 基本目標5 すべての世代が成長し合う活発なまち【教育・文化分野】

次代を担う子どもが健やかに育つための教育環境の充実、各世代が生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境の整備を図り、あかるい人間性を備えた町民が互いに成長し合えるまちづくりをめざします。

### 基本目標6 人と想いをつなげ躍動するまち【地域づくり・行財政分野】

地域づくりと町民参画による協働の取組を推進し、人がつながり、想いがつながるまちづくりをめざします。併せて、自主・自立した行財政基盤、効率的で健全な行財政を進める体制を確立し、信頼される行政運営を推進します。

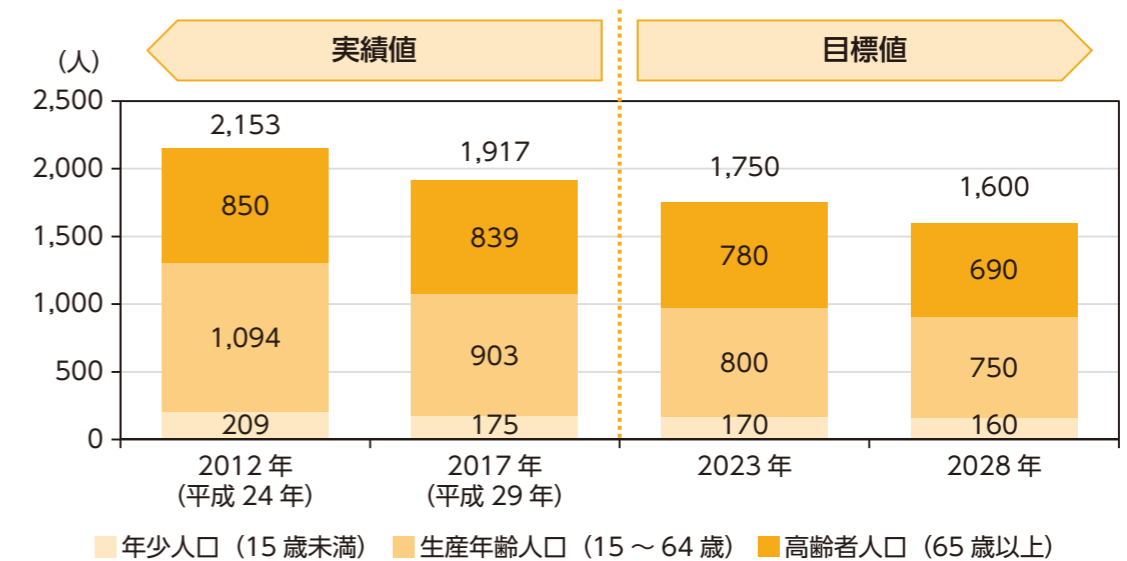
## 3 将来人口の目標

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本町の将来に様々な影響を与えることが想定されます。町では、平成27年度に策定した「北竜町人口ビジョン」において、2060年における総人口を1,000人以上確保することを目標としています。

本計画では、今後重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで2028年に1,600人の人口を維持することを目標とします。

	実績値		目標値	
	2012年 (平成24年)	2017年 (平成29年)	2023年	2028年
総人口	2,153人	1,917人	1,750人	1,600人
年少人口 (0～14歳)	209人 (9.7%)	175人 (9.1%)	170人 (9.7%)	160人 (10.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	1,094人 (50.8%)	903人 (47.1%)	800人 (45.7%)	750人 (42.9%)
高齢者人口 (65歳以上)	850人 (39.5%)	839人 (43.8%)	780人 (44.6%)	690人 (39.4%)

※実績値：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



序 第1部 論

基本 第2部 構想

基本 第3部 計画

資料 編

序 第1部 論

基本 第2部 構想

基本 第3部 計画

資料 編



## 第2章 分野別まちづくりの基本方向



### 1 施策の体系

テーマ	基本目標	基本施策
あかるい農法 ひまわりの北竜町	1 ひまわりを活かしたあかるいまち 【産業・観光・雇用】	(1) 農業の振興 (2) 観光の振興 (3) 商工業の振興 (4) 林業の振興
	2 とともに支え合う快活なまち 【保健・医療・福祉】	(1) 健康づくりの充実 (2) 地域医療の充実 (3) 地域福祉の充実 (4) 出産・子育て支援の充実 (5) 高齢者支援の充実 (6) 障がい者支援の充実 (7) 社会保障の充実
	3 快適に暮らせる心豊かなまち 【生活環境】	(1) 土地利用・地域整備の推進 (2) 移住・定住の促進 (3) 自然環境保全 (4) 公園・緑地の整備 (5) 情報通信環境の充実
	4 安心して生活できる晴れやかなまち 【生活基盤】	(1) 道路・公共交通の整備 (2) 上水道・生活排水処理施設の整備 (3) 環境衛生の充実 (4) 防災体制の充実 (5) 消防・救急の充実 (6) 防犯・交通安全の推進
	5 すべての世代が成長し合う活発なまち 【教育・文化】	(1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の充実 (3) 青少年の健全育成 (4) スポーツの振興 (5) 芸術・文化の振興 (6) 人権尊重・男女共同参画の啓発
	6 人と想いをつなげ躍動するまち 【地域づくり・行財政】	(1) 地域コミュニティへの支援 (2) 広報・広聴の推進 (3) 住民参画の推進 (4) 行政経営の推進 (5) 広域行政の推進

### 2 分野別施策の大綱

#### 基本目標1 ひまわりを活かしたあかるいまち

基本施策	取組の方向
(1) 農業の振興	農業従事者の高齢化の進行や担い手不足に対して、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を促進します。また、新しい農業への取組を推進し、観光との複合的な発展の可能性を検討します。
(2) 観光の振興	恵まれた自然環境や既存の観光資源に磨きをかけることで、観光の振興を図ります。
(3) 商工業の振興	後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根ざした商業の振興をめざします。
(4) 林業の振興	環境保全とのバランスを図りながら林業経営の向上に向けた支援を行います。

#### 基本目標2 とともに支え合う快活なまち

基本施策	取組の方向
(1) 健康づくりの充実	町民一人ひとりが生活習慣の改善に努め、発病を予防する一次予防を促進し、健康的に活動できるまちづくりを推進します。
(2) 地域医療の充実	町内の医療サービスを向上するとともに、広域的な連携により多様な医療ニーズに対応できる体制の整備を推進します。
(3) 地域福祉の充実	保健・医療・福祉の各機能の連携のもとに、町民の福祉意識の高揚に努め、地域共生社会 <sup>11</sup> の実現をめざします。
(4) 出産・子育て支援の充実	安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て施設の整備・改修、保育サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する活動を促進します。また、仕事と子育ての両立支援や経済的支援の拡充に努めます。

11 地域共生社会  
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

基本施策	取組の方向
(5) 高齢者支援の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステム <sup>12</sup> の構築を推進します。また、家庭、地域、職場等のあらゆる場面において、高齢者の生きがいづくりや社会参加の拡充に努めます。
(6) 障がい者支援の充実	障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、社会参加と自立を基本として在宅福祉の充実に努めます。
(7) 社会保障の充実	町民が安心して生活できる社会保障を確立するため、生活保護制度や国民健康保険、国民年金等の社会保障制度について、広報活動の拡大や相談体制の強化により適正な運用を推進します。

## 基本目標3 快適に暮らせる心豊かなまち

基本施策	取組の方向
(1) 土地利用・地域整備の推進	自然、社会、経済、文化といった諸条件に配慮しつつ、快適な生活環境の確保と産業等の均衡ある発展をめざして、計画的、効率的な土地利用を推進します。
(2) 移住・定住の促進	移住や定住を促進する基盤として、利便性に配慮した公営住宅や民間賃貸住宅の整備を推進します。
(3) 自然環境保全	本町の優れた自然環境や農業景観等を環境資源ととらえ、その保全・活用に努めます。さらに、緑や花が身近にある環境づくりを展開します。
(5) 公園・緑地の整備	子どもから高齢者までのすべての町民が気軽に利用でき、交流が深められるオープンスペースとしての公園・緑地の整備を推進します。
(6) 環境衛生の充実	広域的な連携を強化して、ごみ処理の推進を図ります。また、リサイクル等を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。
(7) 情報通信環境の充実	急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤の整備に努めます。

26

12 地域包括ケアシステム  
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## 基本目標4 安心して生活できる晴れやかなまち

基本施策	取組の方向
(1) 道路・交通網の整備	町内の生活道路における路線相互の機能が十分に発揮できるように計画的な道路の整備を推進します。また、公共交通については、利便性の向上に向けた検討を進めます。
(2) 上水道・生活排水処理施設の整備	水道施設の計画的な維持管理により、安全で衛生的な上水道の安定的な供給に努めます。また、環境保全の観点から、生活排水処理施設の維持管理や個別排水処理施設の利用促進を行います。
(3) 環境衛生の充実	広域的な連携を強化して、ごみ処理の推進を図ります。また、リサイクル等を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。
(4) 防災体制の充実	安心して暮らせるまちをめざし、行政と地域の連携による防災・減災体制の強化を図ります。
(5) 消防・救急の充実	事故や災害の発生に対応できる体制を整備するとともに、火災や救急対応に関する意識啓発を図ります。
(6) 防犯・交通安全の推進	防犯に対する意識を啓発するとともに犯罪の未然防止に向けた取組を行います。また、町民の交通安全思想の普及に努めるとともに、計画的に交通安全施設の整備を推進します。

## 基本目標5 すべての世代が成長し合う活発なまち

基本施策	取組の方向
(1) 学校教育の充実	次代を担う児童・生徒一人ひとりが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野を身につけることができるよう、教育内容や学校施設の充実を図ります。また、学校と地域社会が連携しながら、児童・生徒が故郷に愛着と誇りを持てる特色ある教育を進めます。
(2) 生涯学習の充実	町民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図ります。

27



序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

基本施策	取組の方向
(3) 青少年の健全育成	次代を担う人づくりとして、青少年が豊かな心とたくましさを持ち、創造性、社会性を身につけることができるよう、家庭と地域、学校が連携を深めながら、社会参加活動の充実を図ります。
(4) スポーツの振興	体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、スポーツの指導体制やスポーツ施設の充実により、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を進めます。
(5) 芸術・文化の振興	優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。また、町民の自主的な活動による新しい文化の創造を支援します。
(6) 人権尊重・男女共同参画の啓発	基本的な人権教育や、さらなる男女共同参画社会 <sup>13</sup> の実現に向けて普及・啓発を推進します。

**基本目標6 人と想いをつなげ躍動するまち**

基本施策	取組の方向
(1) 地域コミュニティへの支援	地域づくりやコミュニティ活動が活発に行われるよう、施設の維持管理や住民活動への支援を行います。
(2) 広報・広聴の推進	町民参画を促進し、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動を充実し、行政情報を積極的に発信します。
(3) 住民参画の推進	町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、町政や地域活動に積極的に参画するための場づくりを推進します。
(4) 行政経営の推進	効果的・効率的な行政経営に向けた適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進します。また、安定的な自主財源の確保に努め、民間活力の活用や重点施策への優先的投資等、健全で計画的な財政運営を推進します。
(5) 広域行政の推進	行政需要の多様化や町民の生活圏の広域化、政策課題の広域化等に対応するため、周辺市町との連携を強化し、広域行政を推進します。

<sup>13</sup> 男女共同参画社会  
男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のこと。

**3 重点プロジェクト**

本計画を推進する上では、6つの基本目標と基本施策ごとの取組を総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本町の新たなまちづくりにおいて、重点課題に対して分野横断的な対応により町が一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、必要な取組を抽出し、「重点プロジェクト」として設定します。

**(1) あかるい農法強化プロジェクト【農業×観光×交流】**

安全で品質の高い農産物の生産性・品質をこれまで以上に高めるとともに、ひまわりを中心とした観光・交流を通じて「食の安全」にこだわる北竜ブランドをPRし、農産品の国内外での販売拡大を図ります。

《主な取組》

- クリーン農業のさらなる推進
- 新規就農者等、担い手・後継者の育成支援
- ブランド力の向上と販路拡大に向けた取組
- 観光振興体制の強化・充実
- 国内・国際交流の推進
- ひまわり油再生プロジェクト など

**(2) あかるい定住・移住プロジェクト【住環境×観光×交流】**

公営住宅等の整備と併せて、空き家の利活用及び民間賃貸住宅の整備促進を推進することにより、町内の住環境の多様化を図ります。また、観光・交流の充実を図るとともに持ち家取得などさまざまな定住・移住支援事業を通じて、U・I・Jターンを促進します。

《主な取組》

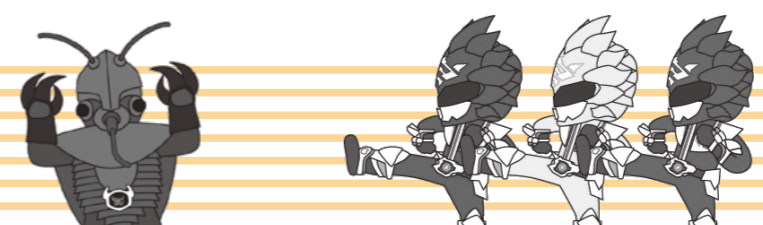
- 公営住宅等の計画的な維持管理
- 空き家・空き地の利活用促進
- 民間賃貸住宅の整備
- 観光PR活動の強化
- 広報活動の充実
- 持ち家取得支援 など

**(3) あかるい健康長寿プロジェクト【保健×福祉×社会教育】**

町民の健康寿命の延伸に向けて、健康づくりに励むことのできる環境づくりを進めるとともに、生きがいづくりや社会参加など、町民が豊かな生活を送るための取組を推進します。また、将来増加が懸念される認知症に対応できる体制づくりを推進します。

《主な取組》

- 地域の自主的な健康づくりへの支援
- 生活習慣病対策の推進
- 介護予防の推進
- 生きがいづくり、社会参加の促進
- 生涯学習、文化活動、スポーツ
- 認知症対策の推進 など



# 第3部 基本計画



## 基本目標 1

## ひまわりを活かしたあかるいまち



## 1 農業の振興

## 現状と課題

- 本町は、雨竜川、恵岱別川、美葉牛川の三河川流域を中心とする平坦で肥沃な土地と豊かな水資源等を活かし、稲作を主体とする農業のまちとして発展し、「ひまわりライス」に代表される道内でも有数の高収量・高品質の米の産地を形成しているほか、メロンやすいか、花きなどの多種多様な農産物が生産されています。
- 農林業センサス<sup>14</sup>によると、2015年の本町の総農家数は195戸、うち販売農家数は171戸で経営耕地は2,706haとなっています。2010年の調査と比べると、販売農家数は43戸(20.1%)の減少、経営耕地は165ha(5.7%)の増加となっており、販売農家数の減少とともに1戸あたりの経営農地は規模拡大が進んでいます。
- 本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、農業の振興に向けた様々な支援施策を積極的に推進し、生産情報公表JAS<sup>15</sup>の取得や農薬節減米<sup>16</sup>への取組が評価され、集団経営部門において第46回日本農業賞・大賞を受賞しました。
- 今後は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題がさらに深刻化することが懸念され、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。
- そのため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、農業後継者の確保・育成、新規就農支援の強化、さらに農地所有適格法人<sup>17</sup>の設立推進など、地域の中心となる意欲ある担い手の育成を集中的・重点的に進め、持続可能な経営体制の整備を進める必要があります。

14 農林業センサス

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにするため、5年ごとに行う調査のこと。

15 生産情報公表JAS

事業者が自主的に食品の生産情報(生産者、生産地、農薬及び肥料の使用情報など)を消費者に正確に伝えていることを第三者機関である登録認定機関が認定した規格のこと。

16 農薬節減米

地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下で栽培された米のこと。

17 農地所有適格法人

農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のこと。



- また、都市との交流促進やP R活動のさらなる拡大を通じて、北竜産農産物のブランド力を高めていくことが重要な課題となっています。

## 基本方針

- 安全・安心で良質な農産物を安定的に生産・提供できる基盤を整備するとともに、品質向上に向けた取組を行います。
- 「食の安心・安全」を推進するとともに、販売強化とP Rに努めます。
- 担い手や後継者の確保と育成や経営指導の強化などを図ることにより、安定的に持続する経営の支援に努めます。

## 主要施策

### (1) 農業生産基盤の充実

- ① 豊かな土づくりに向け、堆肥の活用や土壌改良等に関する支援を行います。
- ② 土地条件の一層の向上に向け、関係機関との連携のもと、農地や農道、用排水施設等の整備・改修を進めるとともに、農地や環境を保全する地域ぐるみの共同活動に対する支援を行います。
- ③ 生産活動の維持、遊休農地・耕作放棄地の発生防止に向け、農地の集約化を推進するとともに関係機関と連携した農地パトロールや啓発活動の実施、中山間地域等直接支払制度<sup>18</sup>や多面的機能支払交付金<sup>19</sup>などの活用を図ります。

### (2) 農産物の生産性・品質の向上

- ① 関係機関・団体との連携のもと、作付けの集団化、機械・施設の整備及び共同利用等を支援します。
- ② 特産品であるメロン・すいかの生産面積拡大に向けた取組を支援し、米、野菜、花きなど各作目の生産性の向上や高品質化を促進します。
- ③ 米穀類の品質向上と需要に応じた出荷形態などの対応を検討します。
- ④ 農地中間管理機構や北海道農業公社等の関係機関と連携し、農地の集積・集約化を推進します。
- ⑤ スマート農業<sup>20</sup>への取組として、ICTの活用など新たな生産技術の導入を検討します。

18 中山間地域等直接支払制度  
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みのこと。

19 多面的機能支払交付金  
水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。

20 スマート農業  
ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

### (3) クリーン農業の推進

- ① 食の安全・安心と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、有機・減農薬栽培及び農薬節減米をはじめ、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、クリーン農業を促進します。
- ② 関係機関・団体との連携のもと、「ひまわりライス」の生産情報公表J A S規格により、生産情報のトレーサビリティの確保の継続を推進します。

### (4) 担い手及び新規就農者の育成・確保

- ① 農地流動化の促進による利用集積や経営指導の強化等により、意欲と能力のある認定農業者、営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。
- ② 研修・交流機会の提供や花嫁対策の推進等により、農業後継者の育成・確保に努めます。
- ③ 関係機関との連携のもと、受け入れ体制の強化を図るほか、各種支援事業の周知と活用を図り、多様な農業への支援及び新規就農者支援に努めます。

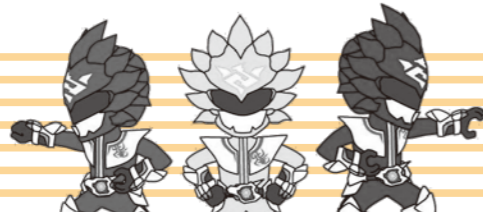
### (5) ブランド化の促進と販売ルートの拡大

- ① 日本農業賞大賞受賞や生産情報公表J A S規格など、食の安全・安心に関する取組をあらゆる機会をとらえてP Rするとともに、農産物の品質向上によりさらなる差別化を図り、国内外への販路拡大に取り組みます。
- ② 観光関連施設の活用や商業者との連携等により農産物直売体制の充実を図ります。
- ③ 生産、加工、販売を一体的に推進することにより農産物の新たな付加価値を生み出すため、6次産業化<sup>21</sup>の検討を進めます。
- ④ 学校給食との連携、食育の推進、P R活動の強化等を通じ、地産地消を促進します。

### (6) 有害鳥獣対策の強化

- エゾシカやアライグマなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関との連携のもと、有害鳥獣対策の強化を図ります。

21 6次産業化  
1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
担い手農地集積率	%	99.3 [2018年度末]	99.5 [2023年度末]
耕作放棄地面積	ha	0 [2018年度末]	0 [2023年度末]
農業生産法人数	法人	13 [2018年度末]	18 [2023年度末]
認定農業者率	%	88 [2018年度末]	90 [2023年度末]
新規就農者数（累計）	人	1 [2018年度末]	2 [2023年度末]
農業粗生産額	百万円	2,754 [2018年度]	2,809 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の農業に関心を持ちます。</li> <li>・ 地元の農産物を消費します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【農業事業者・農家】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質が高く、安全な農産物を生産します。</li> <li>・ 消費者に対する農産物情報の提供を行います。</li> <li>・ 規模の拡大等を通じて経営の効率化を図ります。</li> <li>・ クリーン農業の推進を進めます。</li> </ul> <p><b>【農業関係団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者制度を活用して、経営感覚に優れた担い手を育成します。</li> <li>・ 農業者が利用しやすい土地利用に努めます。</li> <li>・ 生産性向上に向けた基盤整備に努めます。</li> <li>・ 農業者の経営改善を指導します。</li> <li>・ 就農希望者に対する情報提供や支援に努めます。</li> <li>・ 農業者が行う生産性向上の取組に対する支援を行います。</li> </ul>

2 観光の振興

現状と課題

- 国では2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、インバウンド（訪日外国人旅行）を強化するなど、観光誘客に関する様々な政策を推進しています。また、北海道の観光入込客数は、景気の回復などを要因として平成25年度以降は堅調に推移しており、平成27年度には過去最高となる5,477万人となっています。
- 本町の観光は、農業とともにまちづくりの柱となっており、ひまわりの里、サンフラワーパーク北竜温泉、ひまわりパークゴルフ場、ひまわりまつり、ひまわりに関連した製品や料理など、ひまわりを核とした観光・交流資源を中心に、眺望の丘や金比羅公園、イチイの森などの豊かな自然とふれあえる場も数多くあります。
- 本町の観光入込客数は年々増加しており、平成29年度には年間54万人の観光客が訪れました。また、平成30年のひまわりまつりには26万8千人の観光客が訪れています。
- しかし、本町の観光は通過型・一季型観光が中心で滞在時間は短く、ほとんどが日帰り客となっており、年間を通してより多くの人々が繰り返し訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取組が求められる状況にあります。
- また、観光施設の老朽化への対応が必要となってきているほか、観光客数の増加に伴うハード増強対応が課題として顕在化してきています。

基本方針

- 各種広告宣伝媒体などを活用した魅力ある観光情報の発信、PR活動の強化、受け入れ体制の充実、特産品の開発・支援等による観光振興を図ります。
- 近隣自治体や関係団体との連携により、魅力ある観光資源をネットワーク化した広域観光ルートの設定や通過型観光から滞在型観光へのシフトを推進します。



序 第1部 論  
基本 第2部 構 想  
基本 第3部 計 画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構 想  
基本 第3部 計 画  
資料 編

主要施策

(1) 観光振興体制の充実

- ① 観光振興の中核的役割を担う観光協会の体制充実やNPO団体など関係機関との連携の強化を図り各種活動の活発化を促します。
- ② サンフラワーパーク北竜温泉の経営の健全化を進め、観光振興に向けた体制の充実を図ります。

(2) 観光・交流資源の充実

- ① ひまわりの里及び周辺エリアについて、ひまわりの里やサンフラワーパーク北竜温泉等の建物の老朽化対策や施設・設備の適正管理を進めます。
- ② インバウンド観光の受け入れ体制の強化を図るとともに、観光客の増加に対応できる施設・設備の整備に努めます。
- ③ 町内観光とリンクしたフットパス、キャンプ及び農業体験などの機能の創出を図り、観光・交流拠点としての一層の機能強化と有効活用を努めます。
- ④ 町民及び関係団体の参画・協働のもと、町最大のイベントであるひまわりまつりの充実に努めます。
- ⑤ 町民及び観光関連事業者のホスピタリティ<sup>21</sup>の向上に向けた啓発活動の推進や学習機会の提供を図るとともに、ボランティアで観光案内等を行う観光ボランティアの育成に努めます。

(3) 観光PR活動の強化

- ① 観光協会等との連携のもと、パンフレットやポスター、ホームページ、マスコミなどの多様なメディアを活用し、インバウンド観光への対応を含めた情報発信の強化を図ります。
- ② 国内外の各種イベントへの参加や広域連携を通じてPR活動の強化を図ります。

(4) 新たな観光・交流資源の掘り起こし

- ① 農業のまちとしての資源や豊かな自然環境を活かし、冬季の観光メニューの検討など新たな観光の創出に努めます。
- ② 農産物やひまわりを活かした魅力ある製品や料理等の製造・販売を促進します。
- ③ ひまわり油再生プロジェクトによる新たな商品開発を推進し、観光・交流資源としての活用を図ります。

- ④ グリーン・ツーリズム<sup>22</sup>などの農業体験メニューや宿泊受け入れ体制の充実により、滞在型の観光・交流機会の創出に努めます。
- ⑤ 近隣自治体との連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。
- ⑥ ふるさと応援基金への寄附等を町外の人とのつながりを持つきっかけとして活用し、本町への関心や関わりを持つ「関係人口<sup>23</sup>」の増加を図ります。

(5) 国内交流の推進

各種イベントへの参加やさっぽろ北竜会及び東京都品川区などとの交流等を通じて、国内における人・地域の交流を促進します。

(6) 国際交流の推進

観光における外国人受け入れ体制の強化や、特産品販売における海外マーケットの拡大など国際交流を展開することにより新たな人材交流の推進を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
観光客入込客数	人	540,000 [2017年度]	600,000 [2023年度]
観光宿泊客数	人	4,500 [2017年度]	10,000 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなしの心の醸成に努めます。</li> <li>・観光ボランティアとして協力します。</li> <li>・一人ひとりが本町の自然や特産品など観光資源を理解し、広くPRをしていきます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への案内など観光による町の活性化に協力します。</li> <li>・町の観光PR活動及び誘客活動に協力します。</li> <li>・ホスピタリティの向上に努めます。</li> </ul>

22 グリーン・ツーリズム  
農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

23 関係人口  
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

21 ホスピタリティ  
相手へのおもてなし、思いやりのこと。



### 3 商工業の振興

#### 現状と課題

- 本町では賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めていますが、近年は高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。
- 平成 28 年の経済センサス活動調査によると、本町の事業所数は 89 事業所、従業者数は 668 人で、平成 24 年の同調査と比べて 9 事業所、従業者数 68 人の減少となっています。
- 本町ではエコープ北竜店の撤退に伴い、買い物弱者対策が懸念されていましたが、商工会との連携により「北竜町商業活性化施設・ココワ」の整備を進め、町内の新たな商業施設として平成 30 年 4 月にオープンしました。
- 中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、小規模事業所のみで構成される本町の製造業も停滞傾向にあり、既存企業の維持・充実や内発的な産業開発に向けた取組が求められています。
- また、建設業は、社会資本の整備、防災・災害復旧の面でも社会的に必要不可欠な存在であり、雇用の面でも大きな役割を果たしていることから、その維持・充実に向けた支援が必要となっています。

#### 基本方針

- 町の商工業の持続的発展を図るため、商工会が実施している施策・事業への支援を行うとともに、起業化への支援を引き続き実施していきます。
- 各産業の勤労者を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、安定した雇用の創出を図ります。また、雇用対策や勤労者福祉施策の充実に努めます。

#### 主要施策

##### (1) 商工会への支援

商工業振興の中核的役割を担う商工会の活動を支援し、各種活動の一層の活発化を促進します。

##### (2) 商工業企業への支援

商工会との連携のもと、経営革新や新分野への進出等を促進するとともに、融資制度の拡充や起業を促すための支援、外国人労働者を含めた新規就業者への支援などを検討し、施設の整備や経営の安定化を促進します。

##### (3) 町内消費活動の促進

- ① 関係機関との連携のもと、町民の身近な買い物の場として「北竜町商業活性化施設・ココワ」の運営を推進します。
- ② 観光との連携により商業による賑わいの場の拡充に努めます。
- ③ 町が推進する事業への参加者にポイントが付与される「行政ポイント」の導入により、町内店舗における「行政ポイント」の活用を通じた消費活動の促進を図ります。

##### (4) 新産業開発等の促進

- ① ひまわり油再生プロジェクトの推進を通じて、ひまわりを活用した新たな商品開発と販路の拡充及び雇用の拡大を図ります。
- ② 商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、産業支援・研究開発機能の強化を図り、農産物加工など地域資源を活かした内発的な産業開発を促進します。

##### (5) 雇用創出、起業への支援

- ① 北竜町商工業元気支援応援条例等により、町内事業者による新規雇用及び若年者雇用に対する助成を通じて、雇用創出への支援を推進します。
- ② 北竜町小規模企業振興基本条例等を通じて、小規模事業者による新事業の創出及び起業支援を行います。

##### (6) 雇用・労働に関する情報提供

ハローワーク等の関係機関との連携により、就職、職業訓練に関する相談や労働情報の提供など、就職就労に向けた支援を行います。

##### (7) 消費者対策の推進

- ① 自立した消費者の育成に向け、深川地域消費者センター等関係機関との連携のもと、広報誌やホームページ、パンフレットの活用、学習機会の提供等を通じ、消費者への教育・啓発、情報提供を推進します。
- ② 消費生活上の様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、深川地域消費者センター等関係機関との連携のもと、消費生活相談の充実に努めます。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町内事業所数	事業所	89 [2016年※]	85 [2023年度末]
新産業支援事業による設立企業数（累計）	企業	2 [2018年度末]	4 [2023年度末]
消費生活相談件数	件	0 [2018年度]	0 [2023年度]
行政ポイントの総発行ポイント数（年間）	ポイント	—	400,000 [2023年度]

※平成 28 年経済センサス実績値

協働の指針

町民	・町内での消費に努めます。
地域・団体・事業者	<b>【商店】</b> ・顧客ニーズへの対応に努力します。 ・個店の魅力化に努めます。
	<b>【商工会】</b> ・商工業者に対する経営の指導に努めます。 ・商業振興に関する多面的な活動に努めます。 ・起業化、新規創業に取り組みます。

4 林業の振興

現状と課題

- 森林は、木材生産機能をはじめ、水源涵養機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など多面的な機能を有しており、人々の生活と密接に結びついています。
- 平成 30 年 4 月 1 日現在、本町の森林面積は 10,680ha で、総面積の 67.2% を占める森林に恵まれた地域となっています。民有林の面積は 3,562ha で、そのすべてが一般民有林となっています。このうちカラマツ、トドマツを主体とした人工林面積は 1,614ha、人工林率は 45.3% で、全道平均よりも高くなっています。また、年齢構成では、7 年齢以下の若い林分が 28.1% を占めており、今後保育や間伐を適正に実施して行くことが必要です。
- 本町では「北竜町森林整備計画」において森林整備及び森林施業に関する基本方針を定め、北空知森林組合との連携に基づき計画的かつ総合的に林業振興を推進していますが、庁内においてマンパワーが不足しており、林業に関する知見を持つ人材の育成・確保が課題となっています。
- 今後も「北竜町森林整備計画」を定期的に見直すとともに林道等の維持管理を推進し、計画的、組織的な森林施業を進めるとともに、森林技術者の育成・確保に努める必要があります。

基本方針

- 林業経営の改善を図るため、集約化施業の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成・確保に努めます。
- 広大な森林の適切な管理を推進し、生産コストの低減と省力化を図るため、林道、専用道等の維持管理を推進します。
- 森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林環境税<sup>24</sup>の導入を踏まえた長期的な視野による森林の整備を進めます。

24 森林環境税  
 荒廃の度を増している森林環境を整備し、水源確保など森林の公益的機能を守るための費用を、国民から広く薄く税を徴収することによりまかない負担しようとする税制度のこと。



序 第 1 部 論  
 基本 第 2 部 構 想  
 基本 第 3 部 計 画  
 資料 編

序 第 1 部 論  
 基本 第 2 部 構 想  
 基本 第 3 部 計 画  
 資料 編



基本目標2

ともに支え合う快活なまち

1 健康づくりの充実

現状と課題

- 少子化が進展する一方で、平均寿命の伸びにより2025年には我が国では65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。
- 本町では、平成26年度に「北竜町健康づくり計画（後期計画）」を策定し、健康行動を7つのカテゴリーに分けて指針を提案するとともに、健康づくりに関する事業を推進しています。
- また、特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診を同日で実施し、総合的に健康診査が受けられる体制としているほか、人間ドック事業のオプションで子宮・乳がん検診、骨粗しょう症検診、脳ドックも選べるようにするなど、健診・検診を受けやすい環境づくりに努めていますが、受診率は横ばいが続いており、健診・検診のより受けやすい体制の整備や未受診者対策が必要となっています。
- これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった健康に取り組みやすい環境づくりが必要です。

基本方針

- 生活習慣病の要因を減らし、健康で長生きするために、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 町民の健康づくりへの関心を高めるとともに、町民の健康づくりを推進します。

主要施策

(1) 林道・作業路の整備

林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を進めます。

(2) 合理的な森林整備体制の確立

- ① 地域林業の担い手として、北空知森林組合の育成・強化に努めるとともに、これと連携しながら、林業労働者・後継者の育成・確保に努めます。
- ② 森林所有者の意識啓発を進めながら、北空知森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進し、共通の認識のもとに合理的な森林整備が行える体制の確立を図ります。

(3) 計画的な森林整備の促進

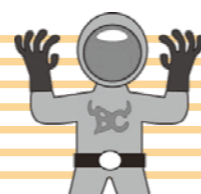
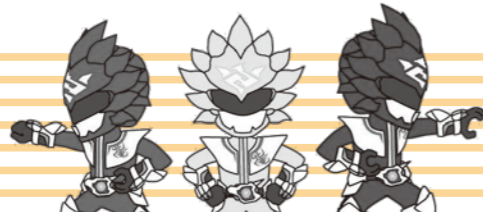
森林整備計画に基づき、森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源の涵養機能を重視した「水源涵養林」や、土地に関する災害の防止機能を重視した「山地災害防止林」などの区域を設定し、それぞれの区域に応じた計画的な造林・保育の実施や森林空間の保全・活用、治山対策等を促進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
人工造林面積	ha	1,614 [2017年度末]	1,620 [2023年年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の林業活動に関心を持ちます。</li> <li>・地場産材の利用促進を心がけます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【林業関係団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合は、関係機関と連携を図り、森林管理の代行等を行います。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理の促進（植林、間伐等）と施業の集約による効率化を図ります。</li> <li>・森林の適正管理を行い、保全・育成に努めます。</li> </ul>



序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

主要施策

(1) 健康づくり推進体制の整備

- ① 町一体となった健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、北竜町健康づくり計画の見直しを行うとともに、町民への周知を図ります。
- ② 健康づくり推進協力員の育成に努め、町内会単位での健康づくり推進体制の強化を図ります。

(2) 地域ぐるみの健康づくり活動の促進

北竜町健康づくり計画に基づき、関連部門が一体となって、町民の健康管理意識の啓発を図りながら、栄養・食生活の改善や運動習慣の推進からアルコール・禁煙対策、歯の健康づくりまで、より良い生活習慣の獲得のため、地域ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。

(3) 生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底

生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療に向けた健診・検診の充実及び疾病の重症化予防に取り組むとともに、健康教育、健康相談等の充実に努めます。

(4) 精神保健の充実

- ① 関係機関との連携のもと、心の健康に関する意識啓発に努めるとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰、自立のための支援に努めます。
- ② 自殺対策計画を策定し、困難な状況にある町民や生きづらさを感じている町民の自殺を未然に防ぐための取組を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
特定健康診査受診率	%	50.2 [2017年度]	60.0 [2023年度]
胃がん検診受診率	%	28.2 [2017年度]	30.0 [2023年度]
子宮がん検診受診率	%	31.9 [2017年度]	35.0 [2023年度]
乳がん検診受診率	%	39.6 [2017年度]	40.0 [2023年度]
肺がん検診受診率	%	24.5 [2017年度]	25.0 [2023年度]

指標	単位	基準値	目標値
大腸がん検診受診率	%	21.8 [2017年度]	25.0 [2023年度]
特定保健指導実施率	%	55.6 [2017年度]	60.0 [2023年度]
メタボリック症候群予備軍の割合	%	7.5 [2017年度]	7.0 [2023年度]
メタボリック症候群該当者の割合	%	14.5 [2017年度]	14.0 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの健康管理を行います。</li> <li>・健康診査を積極的に受診します。</li> <li>・体を動かすなどの健康づくりに努めます。</li> <li>・健全な食生活に努めます。</li> <li>・健康づくり講演会、教室へ積極的に参加し健康管理意識を高めます。</li> <li>・精神保健に関する広報に目を通し、知識を深めることに努めます。</li> <li>・精神保健講演会、教室へ積極的に参加します。</li> <li>・ストレスやこころの病で苦しんでいる人の悩みに共感し、必要な機関の利用につなげます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における自主的な健康づくりに努めます。</li> </ul> <p><b>【事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。</li> <li>・健康診断を受けやすい環境づくりに努めます。 (機会の提供、場・時間の設定の工夫など)</li> <li>・健診受診後のフォロー(健康教育・保健指導・二次検査設定など)に努めます。</li> <li>・うつ病やメンタルヘルスに関する講演会・研修会の開催と参加を積極的に実施します。</li> <li>・相談対応者などの養成・資質向上のための研修を実施します。</li> <li>・悩みを抱える方への個別相談・対応をします。</li> <li>・職場復帰のための支援を実施します。</li> </ul>



## 2 地域医療の充実

### 現状と課題

- 町内に内科・歯科の診療所が1か所ずつあり、医師が1名ずつ常駐しています。また、近隣には地域センター病院である深川市立病院をはじめ、専門病院もあり、これらを利用する町民も多くなっています。
- 救急医療については、北空知1市4町が深川医師会の協力を得て休日当番医を確保しているほか、夜間医療体制として深川市立病院に設置している夜間急病テレホンセンターが救命医療のスムーズな連絡体制の確保に役立っています。また、旭川赤十字救急センターを基地病院とする道北ドクターヘリの運航により、重症患者移送等の救急医療体制が構築されています。
- 本町ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療所の充実を図ってきましたが、高齢化が急速に進む中で、町民生活に密着した医療拠点として、今後とも診療所の果たす役割は大きく、さらなる充実が求められています。
- 今後も、広域的連携のもとに充実を進め、町民が安心できる体制の確立を図る必要があります。

### 基本方針

- 医療機器の整備事業等を通じて町内医療体制の充実を図ります。
- 広域的な連携により、多様な医療ニーズに対応できる体制の強化に努めます。

### 主要施策

#### (1) 地域医療体制の充実

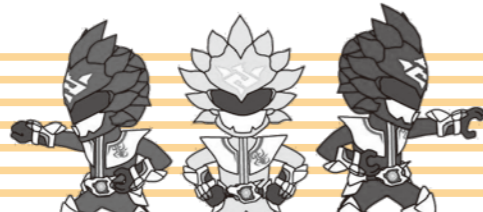
- ① 医療機器の更新など、施設・設備の充実を計画的に進めるとともに、経営の効率化や患者数の増加に向けた取組により健全経営を推進し、診療所の一層の充実に努めます。
- ② 高齢化の進展に伴う医療需要への対応を図るため、町内医療機関や北空知圏域の自治体などと連携を図りながら、良質な医療サービスの提供をめざします。

#### (2) 救急医療体制の充実

北空知圏域において休日当番医制度及び夜間急病テレホンセンターによる診療医師の紹介制度の充実を進めるとともに、重症患者の医療の確保のための圏域内病院の連携体制の整備を推進します。また、道北ドクターヘリをはじめとする救急患者移送体制の充実に努めます。

### 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医を持ち、重複受診はやめるなど上手な受診を心がけます。</li> <li>・症状に応じて医療機関を利用します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や従業員の症状に応じて適切な医療機関の利用を勧めます。</li> </ul>



### 3 地域福祉の充実

#### 現状と課題

- これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、厚生労働省では、「支え手」「受け手」という関係を越えて支え合う「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、今後部局横断的に幅広く検討を行うとしています。
- 本町では、社会福祉協議会が町民の社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生児童委員協議会、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。
- また、平成28年には、碧水地域における地域住民のコミュニティ形成の場として「碧水地域支え合いセンター」を整備し、平成30年にオープンした「北竜町商業活性化施設・ココワ」内に和地域支え合いセンター、コミュニティスペース及び多目的スペースを整備し、地域コミュニティの活動拠点としての機能を持たせています。
- しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。
- また、高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、利用しやすい施設の整備や道路環境の整備を進めていく必要があります。

#### 基本方針

- 子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関係なく、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

#### 主要施策

##### (1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に合った福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、関連部門、関係機関・団体が一体となった総合的な相談・情報提供体制の継続を図るとともに、利用者の権利擁護のための取組を進めます。

##### (2) 福祉サービス・担い手の充実

- ① 社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生児童委員協議会、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援に努め、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。
- ② 町民が満足度の高い福祉サービスを利用することができるよう、事業者への指導等に努めます。

##### (3) 支え合う地域づくり

地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、福祉施設の整備充実に努め、町民の福祉意識の高揚を図ります。また、コミュニティ施策とも連動した高齢者や障がい者が気軽に集まれる場の推進を図ります。

#### 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ（町内会活動）に積極的に参加します。</li> <li>・地域における福祉活動を理解します。</li> <li>・地域の福祉の担い手として活動します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティとして民生委員・児童委員と適切な役割分担の上、地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。</li> <li>・社会福祉協議会の活動を支援します。</li> <li>・地域における困りごとを解消するため相互の助け合いを進めます。</li> </ul>



## 4 出産・子育て支援の充実

## 現状と課題

- 子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざすための仕組みとして平成27年4月に施行されました。
- それと前後して、国では「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」さらには「放課後子ども総合プラン」等を策定し、量的拡充に主眼をおいた取組を進めているところです。
- 本町では、和保育所における保育サービスだけでなく、元気っ子クラブ（学童保育）や子育て支援センターなど様々な形で子育て支援を進めるとともに、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、0歳から高校生までを対象とした乳幼児等医療費助成をはじめ、基本保育料や学校給食費の全額助成など様々な経済的支援を行っています。また、和保育所は建物に老朽化がみられることなどから、保育環境のさらなる向上を図るため、新たな保育所の整備を進めています。また、新たな保育所の整備に伴い、運営主体が町直営から社会福祉協議会へと移行されます。
- アンケート調査では、少子化対策で力を注ぐべきこととして「出産、育児、保育、教育などの経済的負担の軽減」が上位を占めており、今後もさらなる子育て環境の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

## 基本方針

- 「北竜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭、学校、地域、関連機関、行政が一体となった子育て支援体制の整備を図るとともに、次世代を担う子どもを安心して出産し、子育てができる環境を整備するため、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

## 主要施策

## (1) 母子保健の充実

- ① 関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図り、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう妊娠期からの切れ目ない支援に努めます。
- ② 安心して妊娠・出産ができるよう、本町のすべての妊婦に対し、健康診査費用や歯科検診の助成及び不妊治療費の一部助成を行います。

## (2) 保育サービスの充実

多様な保育需要に応じたサービスを提供するとともに、新たな保育所の建設と整備を通じて保育環境の充実を図ります。

## (3) 安全で安心な居場所づくり

- ① 子どもたちの居場所として元気っ子クラブ（学童保育）の運営を支援し、様々な経験を通じて自主性・社会性・創造性を培うなど、児童の健全育成の充実を図ります。
- ② 各種母子保健事業の一層の充実を図るとともに、児童虐待防止連絡協議会の活動による児童虐待の防止、障がい児施策の充実に努めます。

## (4) 子育て支援サービスの充実

- ① 子育て支援サービスの拠点として、子育て支援センターの充実を図るとともに、子育て親子と関係機関・団体等が連携した子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- ② 平成30年度に設置した子育て世代包括支援センター<sup>25</sup>の事業を通じて、出産・子育て全般の相談窓口としての機能を提供するほか、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。

## (5) 子育て世帯への経済的な支援

出産及び子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、出産祝い金制度、入学祝い金制度及び保育料助成をはじめとする各種助成制度、奨学資金貸付事業など子育て家庭への経済的支援を引き続き実施します。

## (6) 思春期対策の推進

子どもが心身ともに著しく成長する時期である思春期に様々な経験を重ねながら人間的に成長していけるよう、赤ちゃんふれあい教室やがん教育などの思春期対策を推進します。

25 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師などの専門スタッフが関係機関と連携し、妊産婦やその家族のサポートを行う機関。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
乳幼児健康診査（3歳児健診）	%	100 [2017年度]	100 [2023年度]
子育て支援センター延利用者数	人/年	663 [2017年度]	700 [2023年度]
元気っ子クラブ（学童保育）延利用者数	人/年	5,585 [2017年度]	5,800 [2023年度]

協働の指針

<b>町民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。</li> <li>・ 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。</li> <li>・ 子育てで困ったことがあったときはしかるべき場所に相談します。</li> </ul>
<b>地域・団体・事業者</b>	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。</li> <li>・ 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援を行います。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。</li> <li>・ 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます</li> </ul>



5 高齢者支援の充実

現状と課題

- 高齢社会における課題を解決するため、住み慣れた地域で生きがいを持ち、明るく健康で安らぎに満ちた生活が送れるよう、平成29年度に「第7期北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防事業、地域包括支援センター<sup>26</sup>を中心とした地域包括ケアに取り組んでいます。
- 平成26年度に「ひまわり長寿会連合会」を立ち上げ、健康づくりに関する全町的な取組の強化を図っているほか、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年4月から開始されたことに伴い、通所型サービスの「コスモスクラブ」を開設しました。
- しかし、少子高齢化はさらに進み、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者や介護保険における要介護・要支援高齢者が増加しています。その反面、高齢者の社会活動の拠点である老人クラブの数、加入者は減少しており、地域における高齢者の活動の衰退も懸念されます。
- 今後は、高齢者ニーズに沿った生きがいづくりや健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進を図っていく必要があります。

基本方針

- 高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。
- 「北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、多様な支援やサービスを組み合わせた支援体制を整備します。
- 地域支え合いセンターなどの施設を活用した介護予防や生きがいづくり活動及び社会参加における町民の主体的な活動を支援します。

<sup>26</sup> 地域包括支援センター  
地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

## 主要施策

## (1) 高齢者支援推進体制の充実

- ① 関連部門、関係機関・団体相互の連携強化はもとより、制度やサービス内容の周知、認定調査の迅速な対応など、高齢者支援推進体制の充実を図ります。
- ② 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価・見直しを行い、計画的に事業を推進します。
- ③ 生活支援コーディネーター<sup>27</sup>や協議体<sup>28</sup>を設置し、支援を必要とする高齢者のニーズ把握や支援体制づくりに努めます。

## (2) 介護予防の推進

一般高齢者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、予防重視型システムの定着を進めます。特に、地域における総合的なケアマネジメント<sup>29</sup>を担う中核機関である地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

## (3) 高齢者支援サービスの充実

- ① 特別養護老人ホームやグループホームなどの施設・居宅サービスについて、利用者に喜ばれる施設運営に努めるとともに、安心して施設を利用できるよう必要に応じて施設・設備の維持管理を推進します。
- ② デイサービスなどの居宅サービスの充実に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。
- ③ ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦の在宅生活を支援するため、生活管理指導員の派遣、配食サービスをはじめとする各種福祉サービスの充実に努めます。また、冬季の生活を支援するサービスの拡充に向けた検討を進めます。

## (4) 高齢者の生きがい、社会参加の促進

- ① 高齢者が生きがいを持って充実した生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者事業団の充実支援、生涯学習の場の提供に努めます。
- ② ボランティア団体の協力のもと、碧水地域支え合いセンター及び和地域支え合いセンター等の集いの場を活用した生きがいづくり活動を推進します。

## (5) 認知症対策の推進

- ① 認知症初期集中支援チーム<sup>30</sup>や認知症地域支援推進員<sup>31</sup>の配置など、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を支援するための体制づくりを推進します。
- ② 若年認知症家族会「空知ひまわり」をはじめ、認知症に関わる団体の活動を支援し、町民に対する認知症への理解促進とサポート体制の充実を図ります。
- ③ 認知症を発症した人が社会参加できるよう、就労の場づくりに努めます。
- ④ 成年後見制度<sup>32</sup>に対する町民の理解を深め、判断能力の不十分な方を支える制度の周知に努めます。

## (6) 介護保険事業の推進

- ① 町民に向けて介護保険サービスの周知・広報を推進します。
- ② 介護保険制度に基づくサービスの充実に努めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

27 生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域における困りごとなどのニーズを把握するとともに、支援の担い手の把握を行い、それらを結びつける役割を持つ人のこと。

28 協議体

生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場のこと。

29 ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的かつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価すること。

30 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

31 認知症地域支援推進員

自治体により設置され、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うほか、地域の支援機関をつなぐ連携支援を行う。

32 成年後見制度

認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、その人が不利益を被らないようにサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のこと。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
老人クラブ会員数	人	505 [2018年度末]	520 [2023年度末]
高齢者事業団会員数	人	16 [2018年度末]	16 [2023年度末]
特別養護老人ホームの定員数	人	80 [2018年度末]	80 [2023年度末]
グループホームの定員数	人	18 [2018年度末]	18 [2023年度末]
介護予防事業の延参加者数	人/年	1,300 [2018年度]	1,350 [2023年度]
配食サービス延提供数	人/年	8 [2018年度]	15 [2023年度]
生活支援コーディネーター設置人数	人	1 [2018年度末]	2 [2023年度末]
認知症サポーター数	人	220 [2018年度末]	370 [2023年度末]
認知症地域支援推進員人数	人	2 [2018年度末]	2 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の健康は自分で守るという観点に立って健康生きがいをづくりに取り組みます。</li> <li>介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。</li> <li>ひとり暮らしの高齢者について行政と協働で見守りを行います。</li> <li>地域の福祉の担い手として活動します。</li> </ul>

6 障がい者支援の充実

現状と課題

- 近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約の批准などの中で、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮<sup>33</sup>の提供など、障がいの有無に関わらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。
- そうした一連の国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められていますが、そのためには数ある社会的障害を、除去・軽減するための取組が必要となります。
- また、特に重度の障がいのある人が地域で生活を続けるためには、生活を支える家族や支援者が必要となりますが、本人と家族が高齢になるにつれ、特に社会資源が少ない地域では、その土地で暮らし続けることが難しくなってしまうことなどが課題となっています。
- 本町もまた社会資源が少ない現状にあり、関係機関、事業所、当事者団体などの協力を得ながら障がい者福祉の向上を図っていますが、今後も一層の関係者間の連携を図りながら、障がいのある人が北竜町で生活を続けることができる環境の整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 町民並びに町内の団体及び事業者が障がいに対する理解を共有し、障がいの有無に関わらずすべての人が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を推進します。
- 障がいのある人が必要なサービスを受けることができるよう、「北竜町障がい福祉計画」に基づき、適切なサービスの提供をめざします。

33 合理的配慮  
障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。



主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

- ① 関連部門、関係機関・団体相互の連携強化はもとより、制度やサービス内容の周知、認定調査の充実など、障がい者支援推進体制の充実を図ります。
- ② 障がい福祉計画の点検・評価・見直しを行い、一層の体制強化を図ります。

(2) 障がい者に対する理解の促進

- ① 障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション<sup>34</sup>の理念の浸透を図るため、広報・啓発活動や交流事業を推進します。
- ② 地域社会で障がい者がともに生活できる環境整備を進めるため、障がい者差別解消と合理的配慮の周知・啓発を図ります。

(3) 生活支援の充実

関係機関やサービス事業者との連携のもと、居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護をはじめ、居宅での生活や日中の活動を支援する各種サービスの提供体制の充実を進めます。

(4) 保健・医療サービスの充実

- ① 各種健診の充実により、適切な時期に療育が開始できるよう努めます。
- ② 公共交通機関等を用いた自力での移動が困難な方を対象とした医療機関等への移送サービス事業の継続に努めます。
- ③ 早期治療環境やリハビリテーション体制の充実に努めます。
- ④ 保健、医療、福祉、教育の連携強化による適切な切れ目のない支援の充実を図ります。

(5) 社会参加の促進

- ① 障がいのある人がスポーツや就労など社会参加する場の拡大に努めるとともに、障がい者団体等の活動を支援します。
- ② 障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化<sup>35</sup>やユニバーサルデザイン<sup>36</sup>の導入に努めます。

(6) 自立支援給付と地域生活支援事業の推進

- ① 障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、制度の円滑な推進を図ります。
- ② 広域的連携による相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動支援などの地域生活支援事業を推進します。

協働の指針

町民	【障がい者及びその家族】
	・可能な限り、積極的に社会参加を行います。
地域・団体・事業者	【町民】
	・障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行います。
地域・団体・事業者	【地域】
	・障がい者が参加できる地域活動の機会や安心して生活できる環境をつくります。
地域・団体・事業者	【事業所】
	・障がい者の雇用拡大を図ります。 ・合理的配慮についての理解に努めます。 ・障がい者に対する社会的障壁の除去に努めます。



34 ノーマライゼーション  
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

35 バリアフリー化  
高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことだったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことも含まれている。

36 ユニバーサルデザイン  
年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいようにデザインすること。



## 7 社会保障の充実

### 現状と課題

- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、町民の健康を増進し、医療保障として重要な役割を果たすものですが、少子高齢化の進行や経済成長の縮小に対して国民所得に対する医療費や税の負担率は年々増加しており、制度の運営は非常に厳しい状況となっています。
- そこで、国においては国民健康保険財政の基盤強化のため、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は引き続き地域における各種事務事業を担っていくことになったところです。
- 本町では、生活が困窮する世帯に対し、北海道や各支援団体との連携のもと、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の活用による生活の支援を図っています。今後、社会経済情勢の変化に伴い、生活に困難を抱える家庭の増加も危惧されます。このため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、町内外の各支援団体との連携を密にし、生活に困難を抱える家庭の課題解決に努めるとともに、相談窓口の充実等による支援体制の強化に取り組む必要があります。

### 基本方針

- 誰もが安心して生活できるよう、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。
- 町民の健康保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、老後の生活を支える国民年金制度内容の周知徹底を図るとともに、制度の円滑な運用に努めます。

### 主要施策

#### (1) 国民健康保険事業の推進

- ① 国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営に努めます。
- ② 特定健康診査・特定保健指導の充実をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策を強化するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ③ 広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化を図り、国民健康保険料の収納率向上に努めます。

#### (2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

国による制度の見直しも踏まえながら、後期高齢者医療制度の周知徹底に努めるとともに、北海道後期高齢者医療広域連合による安定的かつ健全な運営に努めます。

#### (3) 国民年金制度の推進

広報誌や年金相談の充実により、年金制度の周知に努めるとともに、保険料納付意識の高揚、無年金者の解消を図ります。

#### (4) 生活困窮者の支援

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談・指導の推進、貸付金制度の周知と活用に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

### 成果指標

指標	単位	基準値	目標値
国民健康保険料収納率	%	91.08 [2017年度末]	92.00 [2023年度末]

### 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労意欲を持ち、健康な心と体を維持し、生活します。</li> <li>・ 公的年金に加入します。国民年金一号被保険者で保険料を支払うことが困難な場合は免除申請の手続きを行い受給権の確保に努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【社会福祉協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者に対し、一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。</li> </ul> <p><b>【民生委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。</li> </ul>



序 第1部  
論  
基本 第2部  
構 想  
基本 第3部  
計 画  
資 料  
編

序 第1部  
論  
基本 第2部  
構 想  
基本 第3部  
計 画  
資 料  
編

基本目標3

快適に暮らせる心豊かなまち



1 土地利用・地域整備の推進

現状と課題

- 土地は、あらゆる分野におけるまちづくりの基盤であり、住民生活の向上や産業振興のためには、その高度かつ有効な利用が求められます。
- 本町は、空知総合振興局管内の北部、雨竜郡の西北隅に位置する、東西 28km、南北 14 km、総面積 158.82km<sup>2</sup>のまちです。
- 土地利用の状況をみると、平成 30 年 1 月 1 日現在、山林が 68.6%と最も多く、次いで田が 17.1%で続き、山林と田が総面積の 85.7%となっており、一方、宅地は 0.9%にとどまり、自然的土地利用が大半を占めています。
- このような中、基幹産業である農業の振興のため、農地の保全・活用に努めるとともに、環境保全の重要性が高まる中、雄大で美しい自然環境・景観や山林の保全に努めることが求められています。また、定住・移住の促進や交流人口の増加に向けた土地の有効活用についても検討していく必要があります。
- このため、将来的な動向を的確に見据えながら、農地利用関連計画の見直しを必要に応じて行うとともに、市街地地区については遊休地の利活用や観光適切に行うことにより計画的な土地利用を推進していく必要があります。

基本方針

- 町の一体的・持続的発展に向け、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進します。
- 豊かな自然を活かし、景観に配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

主要施策

(1) 土地利用に関する指針の策定と調整

- ① 適切な土地利用の推進を図ります。
- ② 全町的に整合性のとれた土地利用を推進するため、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の見直し・総合調整を行います。

(2) 適正な土地利用の促進

農地法等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め適正な土地利用を促進します。

協働の指針

町民	【町民】	・自然と市街地環境との調和を大切にした土地利用に協力します。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
	【地権者】	・法律を遵守して秩序と調和が保たれた土地利用と管理に努めます。
地域・団体・事業者	【事業者】	・町の方針に沿った土地利用に協力します。 ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。



## 2 移住・定住の促進

### 現状と課題

- 住宅は、町民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素のひとつでもあります。
- 平成30年4月1日現在、本町では、公営住宅160戸、特定公共賃貸住宅8戸、町有住宅41戸の計209戸の公営住宅等を管理しています。これらの公営住宅等は「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画的な建て替えと維持管理を推進しており、平成30年度に計画の見直しを行ったところです。また、第2期やわら団地分譲地は平成28年度に全区画が完売しています。
- また、本町ではこれまで高齢者向けの住宅として、いちい団地、みどり団地、なごみ団地を整備しており、高齢者の住環境ニーズの高さから入居率は100%が続いています。
- 近年は町内事業所の新卒採用者の増加による単身者住宅の需要が増えており、住宅供給が求められていますが、民間賃貸住宅を含めた住宅整備が課題となっています。
- また、今後増加していくことが予想される空き家や空き地に関しては、民間事業者による空き家のリフォームなど有効活用等に向けた取組を進めていく必要があります。

### 基本方針

- 定住の促進、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、公営住宅等の整備及び空き家・空き地の有効活用、宅地の分譲を進めます。
- 高齢社会の到来、空き家の増加について、総合的な検討を進め、民間事業者の活用を視野に入れつつ時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

### 主要施策

#### (1) 公営住宅等の整備

北竜町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅、特定公共賃貸住宅及び町有住宅の改善等を進め、良質な住宅ストックの確保を図るとともに、計画的に屋根・外壁の塗替等の維持補修を進めます。

#### (2) 空き家・空き地の利活用の促進

- ① 空き家・空き地についてのより多くの情報の収集を行い、ホームページをはじめ多様なメディアを活用した情報発信に努めます。
- ② 中古住宅取得奨励事業及び中古住宅改修奨励事業等による支援を継続して行い、中古住宅の購入を促進します。
- ③ 移住・定住を促進するため、空き家を活用したお試し暮らし住宅の提供についての検討を進め、町への移住を希望している人の長期滞在を促進します。

#### (3) 民間賃貸住宅の整備

移住・定住を促進するため、民間事業者による空き家のリフォームや賃貸住宅建設の促進を図ります。

#### (4) 高齢者向け住宅の整備

独居高齢者や高齢者夫婦の住環境として高齢者向け住宅の維持管理を推進します。

#### (5) 分譲地の造成・販売

今後の宅地取得の動向を考慮し、分譲地の造成について検討します。

#### (6) 移住・定住促進のための支援施策の検討・推進

若者や後継者の定住及びU・J・Iターンの促進に向け、結婚から持ち家取得までの支援や店舗改修等への支援を継続して行うとともに、関係施策と連携し効果的な支援制度を検討し、その推進を図ります。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
バリアフリー化された公営住宅 <sup>*1</sup> の割合	%	57.5 [2018年度末]	63.4 [2023年度末]
次世代省エネルギー基準 <sup>*2</sup> を満たす公営住宅の割合	%	68.8 [2018年度末]	74.4 [2023年度末]
民間事業者による住宅戸数	戸	8 [2018年度末]	20 [2023年度末]

※1 バリアフリー化された公営住宅：住戸内段差の解消された住宅  
 ※2 次世代省エネルギー基準：外壁の熱抵抗がRC造 2.3、木造 3.3以下の住宅 ((㎡・K)/W)

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住まわりの生活環境の維持に努めます。</li> <li>・自分たちで力を合わせ日常の住環境管理を行います</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活環境の維持に努めます。</li> <li>・地域で協力して日常の住環境管理を行います。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。</li> </ul>



3 自然環境保全

現状と課題

- 世界的な脅威となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取組が強く求められています。
- 本町は、暑寒別天売焼尻国定公園の一角を占める暑寒別連峰の裾野に広がるまちで、緑の大地と豊かな水、澄んだ空気に包まれた、雄大で美しい自然がいまも残っています。
- 本町では、国民の命と健康を守る安全な食糧生産のまちとして、これらの優れた自然環境・景観の保全をはじめ、町民の環境美化運動の促進や不法投棄防止対策の推進、学校における環境教育の推進など、各種の環境保全施策に取り組んできました。
- 今後、こうした環境保全施策は、人々の定住・移住の促進や循環型社会の形成につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、町民・事業者との協働のもと、多面的な環境保全施策を総合的に推進していく必要があります。

基本方針

- 環境関係法令を遵守し、環境問題への関心と理解を深め、快適な生活環境の保持や美しい景観の普及促進を図り、環境にやさしい地域社会の実現をめざします。
- 環境教育・学習を通して環境保全に対する町民の意識の向上に努めるとともに、町民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。



主要施策

(1) 自然環境・景観の保全

土地利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等にあたっては、自然環境・景観や生態系の保全に留意した資材・工法の導入を図ります。

(2) 地球温暖化防止施策の推進

- ① 行政自らが率先して環境保全活動に取り組み、町全体への波及を進めるため、公共施設等における地球温暖化防止施策を推進します。
- ② 森林の整備・保全により森林資源の循環活用を図ることで森林の持つ多面的機能を高め、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の吸収源を確保する取組を推進します。

(3) 新エネルギー施策の推進

一般住宅への太陽光発電の導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置補助金を継続します。また、地中熱や温泉付随ガス利用など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた検討や取組を進めます。

(4) 町民の主体的な環境保全活動の促進

- ① 環境教育や啓発活動を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚を図ります。
- ② 清掃活動や害虫・野犬等の発生防止・駆除活動など、地域ぐるみの環境美化運動を促進し、地域環境の美化に努めます。

(5) 公害防止対策の推進

関係機関との連携のもと、調査や監視、指導等を推進し、公害の未然防止及び適切な対応に努めます。

(6) ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の推進や監視・パトロール体制の充実を図り、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
公用車への低公害車*の導入台数	台	3 [2018年度末]	4 [2023年度末]
太陽光エネルギー設備導入世帯数	世帯	7 [2018年度末]	12 [2023年度末]

\*低公害車：PHV、電気自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド車、低排出ガス車（平成17年排出ガス基準75%低減レベル）

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電など自然環境に配慮した生活を行い省エネに努めます。</li> <li>・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加します。</li> <li>・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭などを出さない生活に努めます。</li> <li>・不法投棄の監視に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動に努めます</li> <li>・公害防止及び自然環境保護に関するポスターの展示を実施します。</li> <li>・公害関係法令を遵守して事業活動に努めます。</li> <li>・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。</li> <li>・省資源・省エネルギーの推進を図ります。</li> <li>・自然環境に配慮した事業活動に努めます。</li> </ul>



## 4 公園・緑地の整備

## 現状と課題

- 公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、町民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として重要な機能を担っています。
- 本町には、観光用の公園として金比羅公園、イチイの森、桜並木が、町民の憩いの場として和公園、碧水公園などが整備されています。この中には老朽化が進んでいる公園・緑地もみられ、これへの対応が求められているほか、維持管理の効率化が課題となっています。
- このため、今後は、老朽化した施設・設備の整備充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者を含め町民等との協働による維持管理体制の充実を図り、安全で快適な公園・緑地として、適正管理・有効活用を図っていく必要があります。
- また、本町では、国道275号線沿いの花植、和十字街等へのフラワーポット設置やひまわりの種の全戸配布等、町民の緑化運動や花いっぱい運動の促進に努めていますが、今後ともこれらの取組を積極的に推進し、花と緑あふれる環境づくりを進めていく必要があります。

## 基本方針

- 町民の暮らしと身近な緑を結びつけることにより、緑への愛着や心の豊かさを育み、人も緑も豊かに育つまちづくりを進めます。
- 地域住民との連携のもと、公園や緑地の適切な整備と維持管理を進めることにより、生活に潤いと安らぎをもたらします。

## 主要施策

## (1) 公園・緑地の整備充実

- ① 老朽化への対応はもとより、安全性・快適性の確保、利用率の向上に向け、既存公園・緑地の施設・設備の修繕等を計画的に進めます。
- ② 新しい保育所の整備に伴い、保育所に隣接する新たな公園の整備を検討します。

## (2) 公園・緑地の維持管理体制の充実

指定管理者制度<sup>37</sup>の活用や地域住民・団体等との協働により、公園・緑地の維持管理体制の充実に努めます。

## (3) 全町的な緑化運動、花づくり運動の展開

公共施設の緑化を推進するとともに、町民の意識啓発を行いながら、地域住民や団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花づくり運動を展開し、花と緑あふれるまちづくりを進めます。

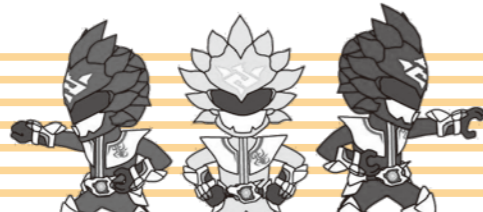
## 成果指標

指標	単位	基準値	目標値
遊具設置数	個	15 [2018年度末]	15 [2023年度末]
児童遊園地の協働による管理数	箇所	5 [2018年度末]	5 [2023年度末]

## 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場として利用します。</li> <li>・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。</li> <li>・緑化運動に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活環境の維持に努めます。</li> <li>・協力し合って日常の住環境管理を行います。</li> <li>・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の緑化に努め、周辺環境との調和と向上に努めます。</li> </ul>

37 指定管理者制度  
地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。



## 5 情報通信環境の充実

## 現状と課題

- 情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。
- 本町では、町内公共施設に情報閲覧端末を設置し、普段インターネット情報の閲覧ができない町民に対して情報サービスの提供を行っています。しかし、高速インターネットを利用できる地域は市街地区及び周辺地域に限られており、町内におけるデジタル・ディバイド（情報格差）は解消できているとは言えない状況にあります。
- また、観光客が数多く訪れるひまわりの里などの観光地エリアでは、Wi-Fi環境は観光センターだけとなっており、観光客からは広いエリアで利用できるWi-Fi環境が求められています。

## 基本方針

- 情報ネットワーク基盤の維持管理を適切に行い、情報通信環境の改善に努めます。
- インターネット利用における地域間格差を縮めるため、最新技術の把握に努め、地域の実情にあった対応を進めます。

## 主要施策

## (1) 情報通信基盤の整備・確保

- ① 誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者との連携のもと、高速・大容量の情報通信基盤の整備・確保に努めます。
- ② 情報通信基盤の充実を図るため無料Wi-Fiスポットの拡充に努めます。

## (2) 情報化の環境づくり

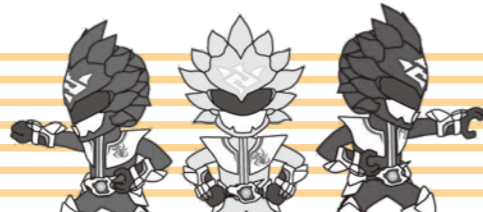
誰もが情報環境を安心して利活用することができるよう、情報化に関する啓発・教育の充実に努めるとともに、時代に即した情報セキュリティ対策を推進します。

## 成果指標

指標	単位	基準値	目標値
無料Wi-Fiスポット数	箇所	3 [2018年度末]	4 [2023年度末]
情報閲覧端末設置数	台	5 [2018年度末]	6 [2023年度末]

## 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT<sup>38</sup>に親しみ、利用することで生活の充実を図ります</li> <li>・情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域、団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの利活用により地域の活性化を図ります。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。</li> <li>・利用しやすい情報通信サービスを提供します。</li> <li>・情報通信技術を利活用しながら、地域住民との交流連携に取り組みます。</li> <li>・町と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。</li> </ul>



38 ICT

Information And Communication Technology の略。情報通信技術。従来、用いられてきた「IT」(Information Technology) とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的には ICTの方が定着している。

## 基本目標4

## 安心して生活できる晴れやかなまち



## 1 道路・公共交通の整備

## 現状と課題

- 道路は、まちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。
- 本町の道路網は、平成30年4月1日現在、高規格幹線道路・深川留萌自動車道及び国道233号線・275号線、これらに連絡する主要道道増毛稲田線、一般道道3路線、町道122路線によって形成されています。
- 自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していく必要があります。
- 広域公共交通については、町民の交通手段のひとつであるバス路線の確保のため、バス事業者に対し支援を行っていますが、便数が減少している状況にあり、今後も現行路線の維持・確保が求められます。
- 本町では、地域公共交通として住民混乗のスクールバスを運行しているほか、乗り合いタクシーの運行も行っています。乗り合いタクシーの利用者は年々増加傾向にありますが、連絡施設の追加要望があることから今後の対応が課題となっています。

## 基本方針

- 町民生活や産業活動の利便性向上及び安全性向上の観点から、計画的な道路の整備、維持管理を図ります。
- 町民の交通手段のひとつであるバス路線の確保のため、バス事業者への支援を継続します。
- 交通弱者への支援として、地域公共交通の充実に努めます。

## 主要施策

## (1) 国道・道道の整備促進

- ① 国道233号・275号の道路側溝の整備など国道の整備を要請していきます。
- ② 主要道道増毛稲田線道道の和市街地歩道の修繕等と北竜橋の架け替えなど、整備を要請していきます。

## (2) 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

- ① 市街地区における公共施設間の連絡道路、通学路など生活に密着した道路、農産物の集出荷等に関わる道路を中心に、町道の改良・舗装や維持補修を計画的、効率的に推進するとともに、町民の道路愛護意識を高め、道路の維持管理や沿道環境・景観の保全に関する取組を促進します。
- ② 橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、事業量の平準化を図りつつ、修繕の実施による長寿命化に努めます。

## (3) 除排雪等の充実

- ① 冬期間における町道交通の確保のため、除排雪機械の整備・更新に努め、作業の向上と交通安全確保に努めます。
- ② 関係機関と連携し、主要道路である国道・道道の除排雪を充実促進することで、安心して安全な歩車道の確保に努めます。

## (4) 広域バス路線の維持

- ① 町民の生活交通を確保するため、関係機関やバス事業者との連携し運行に努めます。
- ② 広報誌やホームページを活用し、地球温暖化の防止や交通事故の減少をはじめとするバス利用のメリットについてのPRや、町ぐるみで地域の生活交通を守り育てていく意識の啓発を行い、バスの利用促進に努めます。

## (5) 地域公共交通対策

今後も交通弱者対策として地域公共交通対策を継続するとともに、乗り合いタクシーは連絡施設の追加について運行事業者を含めた協議を進めます。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町道改良率	%	64 [2018年度末]	65 [2023年度末]
町道舗装率	%	52 [2018年度末]	55 [2023年度末]
地域公共交通登録者数	人	229 [2018年度末]	240 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に公共交通機関を利用します。</li> <li>清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。</li> </ul>



2 水道・下水道の整備

現状と課題

- ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。
- 水道事業は、深川市をはじめ1市4町で設立した北空知広域水道企業団からの受水のもと、町の簡易水道によって水を供給しています。
- 簡易水道事業では老朽化した施設の更新や耐震化、維持管理等が課題として上げられますが、平成28年度から6か年の計画で和・美葉牛地区の水道管更新及び電気計装設備の更新を進めています。また、アセットマネジメント計画及び水道ビジョンを策定し、今後の水道施設更新や維持管理を計画的に進めることになっています。
- 生活排水処理施設は、和地区・碧水地区の2地区で農業集落排水施設が整備されています。また、これら以外の地区においては、個別排水処理事業により合併処理浄化槽の設置推進を行っています。
- 農業集落排水は、和地区が老朽化に伴う第1回の機能強化事業を平成12～14年度に実施し、平成25～28年度には碧水地区機能強化事業（第1回）及び和地区の第2回機能強化事業を実施したところです。今後においては、更新事業を計画的に進めるため本年度農業集落排水事業最適整備構想を策定しているところです。
- 合併処理浄化槽は、当初事業設置より23年以上が経過していることから、今後設備の老朽化への対応が課題となっています。

基本方針

- 簡易水道事業による安全・安心な水の安定供給と適切な維持管理に努めます。
- 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、計画的に農業集落排水及び合併処理浄化槽の老朽化対策を推進します。



主要施策

(1) 簡易水道事業による給水体制の整備

老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に推進し有収率<sup>39</sup>の向上に努めます。また、耐震管への更新など災害に強いインフラ整備を進めます。

(2) 農業集落排水施設の適正管理と加入促進

農業集落排水施設2地区において、最適整備構想に基づき施設の適正な維持管理に努めるとともに、さらなる加入を促進します。

(3) 浄化槽の適正管理と設置促進

個別排水処理事業区域において、合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めるとともに、未設置家庭の設置を促進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
水道普及率	%	96.4 [2018年度末]	97.0 [2023年度末]
有収率	%	71.64 [2018年度末]	72.00 [2023年度末]
農業集落排水水洗化率	%	95.6 [2018年度末]	96.0 [2023年度末]
合併処理浄化槽設置戸数	戸	186 [2018年度末]	190 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水に努めます。</li> <li>・異物（油や生ゴミなど）を流さないよう、公共用水域の保全に努めます。</li> <li>・単独浄化槽を使用している場合は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域・事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節水に努めます。</li> <li>・異物（油や生ゴミなど）を流さないよう、公共用水域の保全に努めます。</li> </ul>

<sup>39</sup> 有収率  
給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

3 環境衛生の充実

現状と課題

- 本町では、焼却を除くごみの処理及びし尿及び浄化槽汚泥の処理については、北空知衛生センター組合で実施しています。また、ごみの埋め立て処理は北空知衛生施設組合が実施しています。
- 地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。こうした中、各種のリサイクル法が制定され、本町においても3R<sup>40</sup>運動の取組を推進してきました。
- 今後は、増加するごみを処理するだけの行政施策にとどまらず、町民、事業者、行政が一体となつてごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を強化し、環境にやさしい地域社会をめざす必要があります。
- 火葬場は広域による火葬場の運営を行ってきました。昭和44年に建設された火葬場は老朽化が激しいため、新たな火葬場の整備を進めており、平成33年に供用開始を予定しています。

基本方針

- 循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、町民、事業者、行政の協働により、省資源化の取組を推進します。
- 廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。
- 中央霊園の適正管理に努めます。
- 北空知衛生センター組合が管理する火葬場の適正管理に努めます。

主要施策

(1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

- ① 広報・啓発活動の推進により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進するとともに、収集体制の充実に努めます。

<sup>40</sup> 3R  
環境と経済が両立した循環型社会を形成していくため、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3つの取組の頭文字をとったもの。



② 広域的連携のもと、施設の適正管理や効率的な運営など、北空知衛生施設組合及び北空知衛生センター組合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。

(2) ごみ減量化とリサイクルの推進

広報・啓発活動の推進をはじめ、資源の集団回収、マイバッグ運動の促進等を通じ、町民の自主的な3R運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

(3) し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、施設の適正管理や効率的な運営など、北空知衛生センター組合によるし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制の維持・充実に努めます。

(4) 墓地・火葬場の適正管理

- ① 中央霊園について、引き続き適正管理・有効活用に努めます。
- ② 広域的連携のもと、老朽化の状況等に応じて施設・設備の修繕を行うなど、北空知衛生センター組合による火葬場の適正管理に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
ごみ総排出量	t	513.79 [2017年度]	500.00 [2023年度]
資源ごみ回収量	t	82.52 [2017年度]	80.00 [2023年度]
焼却処分等のごみの量	t	232.5 [2018年度]	225.0 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R運動を行います。</li> <li>・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実にを行います。</li> <li>・ 商品や資源を大切に長期間使用します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R運動を行います。</li> <li>・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実に実施します。</li> <li>・ ごみの発生を少なくします。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の適正処理を行います。</li> <li>・ ごみ発生抑制につながる事業スタイルを構築します。</li> </ul>

4 防災体制の充実

現状と課題

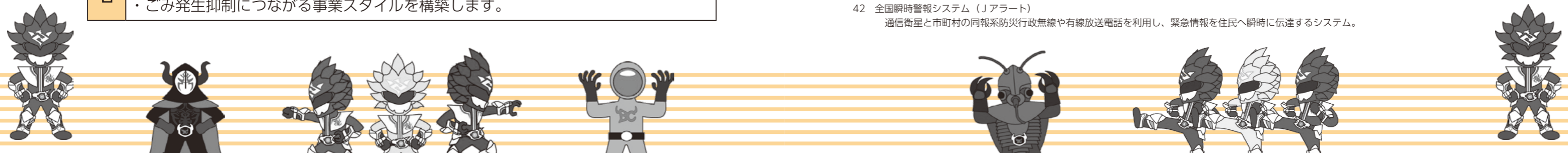
- 災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、町民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ確にできる地域をめざすことが必要となります。
- 本町では、北竜町地域防災計画に基づき、国や道などの関係機関と協調しながら防災対策を進めており、自主防災組織<sup>41</sup>が2団体組織されています。また、災害時要配慮者と言われる高齢者や障がいのある人等の名簿を整備するとともに、防災備蓄計画に基づく食料・水、資機材の備蓄など、防災・減災対策を計画的に進めています。
- 緊急時の情報通信体制としては、全国瞬時警報システム（Jアラート）<sup>42</sup>が整備されており、新型受信機への移行を完了しています。防災行政無線は全国瞬時警報システムと自動連動させることにより、有事には即時に警報を伝える体制を整備していますが、デジタル化への対応が急務となっています。
- 公共施設の耐震化に関しては、真竜小学校や北竜中学校など旧耐震基準の公共施設の耐震化工事を順次進めてきましたが、主要施設である公民館及び合同庁舎の耐震化が課題となっています。

基本方針

- 災害から町民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や風水害などへの対応を強化します。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。

41 自主防災組織  
地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に抑えるための活動を行う。

42 全国瞬時警報システム（Jアラート）  
通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。



主要施策

(1) 総合的な防災体制の充実

- ① 地域防災計画に基づき、広報・啓発活動の推進や洪水・土砂災害ハザードマップの周知徹底、防災訓練の実施等を通じ、「自助」、「共助」による地域の防災力向上を図るとともに地域防災の要となる自主防災組織の育成を図ります。
- ② 災害発生時に、防災行政無線や緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高齢者等の災害時要配慮者の避難支援体制の充実を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、資機材の備蓄を図るとともに、事業者や関係機関・団体との協力体制の強化に努めます。
- ⑤ 主要な公共施設のうち、耐震補強が必要な施設への対応を推進します。

(2) 治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、河川の護岸整備・立木伐採や排水機場の適正管理、土砂災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定など、治山・治水対策を促進します。

(3) 武力攻撃等緊急事態対策の推進

緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)<sup>43</sup>、全国瞬時警報システム (Jアラート) を通じて情報を活用し、関係機関との連携を強化します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
自主防災組織数	組織	2/13 [2018年度末]	13/13 [2023年度末]
公共施設の耐震化率	%	90.7 [2017年度末]	90.7 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの身は自らで守る」という意識を持ちます。</li> <li>・自ら身を守り、地域で助け合うことを基本に災害に対応します。</li> <li>・避難路・避難場所を確認します。</li> <li>・災害発生時に、防災活動に連携・協力します。</li> <li>・自主防災組織に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。</li> <li>・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。</li> <li>・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。</li> </ul>

43 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 行政専用回線である総合行政ネットワーク [LGWAN] を利用した国 (総理大臣官邸) と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。



## 5 消防・救急の充実

## 現状と課題

- 本町には、深川市をはじめ1市5町で設立した深川地区消防組合により北竜支署が設置されているほか、2分団で構成される消防団が組織されており、互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。
- 火災の発生件数は、全国的に減少傾向にあります。本町での火災発生件数は横ばい状況であり、今後とも火災の未然防止と発生時の被害の軽減に向け、広域的な消防体制の一層の充実に努めるとともに、消防団の活性化、人員の増強、消防水利及び施設の整備等を進めていく必要があります。
- 事故や災害、急病などから町民の命を守る救急・救助体制については、深川地区消防組合北竜支署の出動体制の強化、隊員の育成、車両及び資機材の充実に努め、救急高度化を進める必要があります。
- また、救急車到着までの応急手当が重要なことから、救命講習の受講をはじめAED（自動体外式除細動器）を活用した救命技術や知識の普及・啓発が必要となります。

## 基本方針

- 常備消防の強化のほか、消防団員の確保に努めるとともに、広域連携や施設及び資機材の充実に努め、消防力と救急救助力の増強を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置や防火対象物等の査察の強化を図り、火災の予防に努めます。
- AEDの設置や救急救命講習会の受講を促すことで、町民による救命技術向上に努めるとともに町内各事業所とも協力し、応急手当の普及・啓発に努めます。

## 主要施策

## (1) 常備消防・救急救助体制の強化及び充実

- ① 広域的連携のもと、効果的な研修・訓練の実施による職員の資質の向上、人員の増強や施設・設備の計画的更新を図り、深川地区消防組合による常備消防・救急救助体制の充実に努めます。
- ② 関係自治体との協調のもと、常備消防・救急救助体制のさらなる広域化に向けた取組を進めます。

## (2) 消防団の活性化

効果的な研修・訓練の実施による団員の資質の向上、個人装備品の強化による安全管理の徹底及び団員の確保や施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。

## (3) 消防水利の整備

消火栓や防火水槽などの消防水利について、老朽化した水利の更新時に災害を考慮した耐震性のある大規模水利及び飲料水兼用貯水槽の設置を計画的に推進します。

## (4) 火災予防の徹底

- ① 町民の防火意識の高揚を図るため、広報・啓発活動を積極的に推進し、住宅用火災警報器の全町設置を促進するとともに、老朽化した住宅用火災警報器の点検等の指導も行う、火災予防に努めます。
- ② 消防職員や消防団員による防火対象物等の査察を強化し、消防法令の遵守徹底を図り、被害軽減に努めます。

## (5) 応急手当の普及啓発

救急車が到着するまでの傷病者に対する応急処置が重要であることから、町民によるAEDの取り扱いを含めた応急手当が効果的に実施できるよう、講習会等を開催します。  
また、普通救命講習修了者が相当数いる事業所に対する応急手当協力事業所の認定を推進し、応急手当の普及・啓発に努めます。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
防火対象物等の法令遵守率	%	40.0 [2018年度末]	100.0 [2023年度末]
住宅用火災警報器設置率	%	96.0 [2018年度末]	100.0 [2023年度末]
市街地区の水利基準達成率	%	87.0 [2018年度末]	100.0 [2023年度末]
40t級防火水槽数	箇所	24 [2018年度末]	27 [2023年度末]
耐震性貯水槽数	箇所	0 [2018年度末]	3 [2023年度末]
水道消火栓数	箇所	55 [2018年度末]	57 [2023年度末]
普通救命講習を受講したことがある町民の割合	%	15.5 [2018年度末]	50.0 [2023年度末]
AED設置数	箇所	13 [2018年度末]	18 [2023年度末]
応急手当協力事業所数	箇所	6 [2018年度末]	11 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの身は自らで守る」という意識を持ち救命講習会やその他各種講習会へ参加します。</li> <li>・火災予防に関する知識を学び、火災予防に努めます。</li> <li>・住宅用火災警報器を設置します。</li> <li>・消防団に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域・団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火教室等を通じて火災予防に関する知識を学び、火災予防に努めます。</li> </ul> <p><b>【事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災警報器等を設置します。</li> <li>・消防法令を遵守します。</li> <li>・防火教室等を通じて火災予防に関する知識を従業員に周知し、火災予防に努めます。</li> <li>・事業所による救命講習会を行います。</li> </ul>

6 防犯・交通安全の推進

現状と課題

- 近年は、子どもや高齢者を狙った卑劣な犯罪の増加や凶悪化が大きな社会問題となっています。本町では防犯対策として、防犯カメラを平成28年度に2基、平成30年度に8基を和市街地区の国道及び主な公共施設の出入り口、碧水市街地区に設置しています。
- 消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新種のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動、意識の向上に向けた取組が必要となっています。
- また、車社会と言われる現代、運転免許所持者の増加や、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まっています。北海道は、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、たびたび、交通事故死者数の全国ワーストとなっています。
- 本町は、警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進し、平成30年4月15日に交通事故死ゼロ4,000日を達成しました。
- 高齢者の交通安全の面では、運転に不安を感じている高齢者を支援するため、65歳以上の高齢者を対象とした高齢者運転免許証自主返納サポート事業を推進しており、タクシーチケットの支給や運転免許証返納に係る経費の負担などを行っています。
- 今後とも、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のないまちをめざす必要があります。



序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

基本方針

- 犯罪の未然防止のため、町民の防犯意識と連帯意識のもと、総合的な防犯活動を進め、犯罪のない明るいまちづくりをめざします。
- 交通安全に対する町民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保をめざします。
- 町民の日常生活に密接する生活道路の危険区間の解消や人にやさしい歩行空間の確保など道路空間の安全性・快適性の向上に努めるとともに、交通事故撲滅をめざし、交通安全思想の徹底と交通安全施設の充実を図ります。

主要施策

(1) 防犯意識の高揚と防犯活動の促進

警察や安全で住みよい町づくり推進協議会等の関係機関・団体との連携のもと、様々な場や機会を通じた啓発活動や情報提供を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚を図るとともに、ひまわりパトロール隊や子ども見守りサポーターによるパトロール活動や見守り活動を促進し、地域ぐるみの防犯体制の強化に努めます。

(2) 犯罪の起こり難い環境づくり

防犯灯の適正管理に努めるとともに、道路や公共施設等の公共的空間における防犯カメラの設置など、犯罪の起こり難い環境づくりに努めます。

(3) 交通安全意識の高揚と交通安全運動の促進

警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体との連携のもと、子どもから高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、町ぐるみの交通安全運動を促進します。

(4) 交通安全施設の整備促進

道路における危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備を促進します。

(5) 運転に不安を感じている高齢者への支援

高齢者運転免許証自主返納サポート事業により、運転に不安を感じている高齢者への支援を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
交通事故発生件数	件	67 [2017年度]	50 [2023年度]
死亡事故件数	件	0 [2017年度]	0 [2023年度]
高齢者の運転免許証返納件数	件	12 [2017年度末]	15 [2023年度末]
防犯カメラ設置数	基	10 [2017年度末]	12 [2023年度末]
犯罪発生件数	件	0 [2017年度]	0 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。</li> <li>・自主的な地域安全活動を行います。</li> <li>・自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります。(外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育等)</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会を通じて、交通安全を啓発します。</li> <li>・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。</li> <li>・町内会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。</li> </ul> <p><b>【事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する啓発、研修を実施します。</li> <li>・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。</li> </ul>



## 基本目標5

## すべての世代が成長し合う活発なまち



## 1 学校教育の充実

## 現状と課題

- 子どもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。
- 本町ではこれまで、「明るく元気な人を育むふるさと北竜」を町の教育目標に掲げ、学習指導要領に基づく教育課程の適正な編成を図り、より良い教育をめざして教育行政を推進してきました。近年は少子化により児童・生徒の数が減少していることから、教育環境のあり方を検討する時期に来ています。
- また、信頼される学校づくりに向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）<sup>44</sup>の導入を2019年度に予定しており、地域の関係者による学校運営を進めるための研修会や準備委員会を開催しています。
- そのような中、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざした新学習指導要領が示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面实施されることになりました。
- 今後は、これらを踏まえた教育行政の推進が求められ、本町の教育資源を十分に活かしながら、子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動の推進や、障がいのある児童・生徒への教育の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上等を進めていく必要があります。

## 基本方針

- 児童・生徒一人ひとりに人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育を提供し、幅広い知識を身につけ豊かな心を育むとともに、地域への愛着と誇りを持ち地域社会や家庭とともに子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成します。
- 国際化、情報化、環境問題等の社会変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により教育環境の創造をめざします。

44 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

子どもたちの豊かな成長を支え、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら学校運営に参画できるようにする仕組みを備えた学校のこと。

- 学校校舎の老朽化や少子化に対応するため、教育環境のあり方の検討を進めるとともに、教育施設の整備充実を行い、児童・生徒にとってより良い教育環境の提供に努めます。

## 主要施策

## (1) 学校教育の充実

- ① 確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小・中の連携強化のもと、基礎的・基本的な知識・技能の定着、農業体験・世界のひまわり栽培など地域資源を活かした体験的学習による特色ある教育を推進します。
- ② 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実を図るとともに、スクールカウンセラー<sup>45</sup>等を活用したいじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導等の充実を図ります。
- ③ 健やかな体の育成に向け、体育、健康教育の充実をはじめ、関連部門が一体となった食育の推進に努めるとともに、広域的連携のもと、給食体制の充実を図ります。
- ④ 「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす新学習指導要領に対応するため、外国語教育の充実など新たな教育内容に応じた教育の推進に努めます。
- ⑤ 関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

## (2) 教職員の資質の向上

教職員の研修や研究活動の充実等を促進し、教育専門職としての自覚や知識・指導力の向上を促します。

## (3) 学校施設・設備の整備充実

- ① 子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。
- ② 学校校舎の老朽化や児童・生徒数の減少に対応するため、学校施設のあり方に関する検討を進めます。
- ③ 情報教育のためのコンピュータ教室の整備及びコンピュータの更新など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

## (4) 開かれた、信頼される学校づくり

地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入を推進します。

45 スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。



(5) 総合的な子どもの安全対策の推進

防犯ブザーの配布やひまわりパトロール隊・子ども見守りサポーターによる活動の促進等を通じ、登下校時の安全対策の一層の強化に努めるとともに、学校における防犯・防災訓練を実施するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
コミュニティ・スクール実施学校数	校	0 [2018年度末]	1 [2023年度末]
小学校児童用PCの台数	台	16 [2018年度末]	20 [2023年度末]
小学校児童用タブレットの台数	台	0 [2018年度末]	20 [2023年度末]
中学校生徒用PCの台数	台	16 [2018年度末]	20 [2023年度末]
中学校生徒用タブレットの台数	台	0 [2018年度末]	20 [2023年度末]

協働の指針

町民	<p><b>【児童・生徒】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。</li> </ul> <p><b>【家庭・保護者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な生活習慣の確立や豊かな心の育成を図ります。</li> <li>家庭において基本的なしつけを身につけさせます。</li> </ul>
	<p><b>【地域・PTA】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における児童・生徒の健全育成を支援します。</li> <li>学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。</li> <li>地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	

2 生涯学習の充実

現状と課題

- 町民のライフスタイルや価値観は変化し続けており、町民は自己を高め、充実した人生を送ることができる多様な学習機会を求めています。
- 本町では、文化連盟、体育協会など社会教育関係団体、商工会や観光協会などが町内の子どもや大人を巻き込んで多様な活動を行っており、こうした活動を支援するため、第5次北竜町社会教育中期計画に基づき社会教育事業を展開してきました。
- しかし、少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況がみられるほか、社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する町民の学習ニーズに的確に答えていくため、講座参加者への聞き取り調査や他自治体の動向等、生涯学習に関する情報収集を進めていく必要があります。
- また、ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、指導者の養成、確保を図り、町民が主体となった自発的な学習活動を支援する環境づくりが求められています。

基本方針

- 誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を活かしたまちづくりを推進します。

主要施策

(1) 社会教育施設の整備充実・有効活用

老朽化への対応や耐震化等を勘察し、社会教育施設の整備充実を図るとともに、有効活用に努めます。

(2) 生涯学習指導者の確保

多様な分野における指導者やリーダーの養成・確保に努めるとともに、生涯学習人材バンク・ひまわりボランティアの充実を図り、有効活用に努めます。

(3) 生涯学習情報の提供

生涯学習カレンダーの発行やホームページへの情報掲載を図るほか、広報ほくりゅうに生涯学習だよりを毎月掲載するなど、生涯学習に関する町民への情報提供を推進します。



序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

(4) 生涯の各期に応じた社会教育事業の推進

- ① 子育てに関する親の学習機会の提供、親子でふれあう体験活動の場の提供など、家庭教育・子育て支援に関する事業を推進します。
- ② 家庭・学校・地域の連携強化のもと、子どもと高齢者がふれあう機会や交流機会の提供、自然や文化、昔ながらの遊びの体験学習の推進、リーダーの養成に向けた取組など、青少年教育に関する事業を推進します。
- ③ 各種サークルや団体への加入促進、多様化するニーズに対応した学習機会の提供、各種活動の指導者としての養成と活動の場の提供など、成人教育等に関する事業を推進します。
- ④ ひまわり大学や生きがいセミナーの開催、高齢社会における生活課題に対応した学習機会の提供など、高齢者教育に関する事業を推進します。

(5) 読書活動の促進

北竜町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの読書を促進していくとともに、図書館蔵書の充実や学校図書との連携、幼児読み聞かせなど講座等の開設等を通じて、町民の読書活動の促進に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
図書館の貸出冊数	冊	4,561 [2018年度]	5,000 [2023年度]
図書館の蔵書数	冊	12,238 [2018年度末]	14,000 [2023年度末]

協働の指針

町民	・学びを通じて自己実現をめざし、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
地域・団体・事業者	・学び合う仲間づくりを図ります。 ・地域の課題解決に取り組みます

3 青少年の健全育成

現状と課題

- 青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。
- また、近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。こうした状況に対し、本町では、北竜町いじめ防止対策連絡協議会を中心に各種団体等の協力を得ながら、青少年の健全育成思想の普及活動や社会教育環境の充実に取り組んでいます。
- 次代を担う青少年が希望と郷土への誇りを持ち、心身ともにたくましく、また、地域社会の一員としての自覚を持ち、主体的に生きる社会人として成長してもらうことが町民すべての願いでもあります。このため、家庭や地域、学校、行政の密接な連携のもと、青少年の社会参加への機会拡充や主体的な活動に対する支援の充実に努める必要があります。
- また、すべての町民が社会規範や人権に対する正しい認識と意識を持つことが重要であり、地域ぐるみで青少年を見守り、育む良好な環境づくりを進める必要があります。

基本方針

- 家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加等を促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年の育成をめざします。

主要施策

(1) 青少年健全育成体制の充実

関係機関・団体及び家庭・学校・地域・行政等の連携を一層強化し、町一体となった健全育成体制の確立を図ります。

(2) 非行防止活動等の促進

関係団体を中心とした非行防止活動や子ども見守りサポーターによる見守り活動等を促進し、青少年の非行防止及び安全確保に努めます。



(3) 家庭・地域の教育力の向上

広報・啓発活動や家庭教育・子育て支援に関する事業等を通じ、青少年の健全育成に関する学習機会の提供や情報提供等を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

(4) 青少年の体験・交流活動等の促進

青少年教育に関する事業等を通じ、青少年の様々な体験・交流活動やスポーツ・文化活動等の機会の充実を図り、活動の活発化を促進します。

(5) 青少年団体の育成

子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体の育成に努めるとともに、リーダーや指導者養成に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
青少年教育事業の開催回数	回	11 [2018年度]	12 [2023年度]
青少年団体数	団体	2 [2018年度末]	2 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の社会参加を理解し、地域活動等に積極的に参加させます。</li> <li>・家庭における教育力の向上に努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会活動等に青少年の参加を図ります。</li> <li>・非行防止活動を推進します。</li> <li>・地域における教育力の向上に努めます。</li> </ul> <p><b>【青少年団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダーや指導者の養成に努めます。</li> </ul>

4 スポーツの振興

現状と課題

- スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。
- 本町はこれまで、町民皆スポーツを目標に掲げた「スポーツの町宣言」のもと、子どもたちを対象にしたアスリート塾や幼児を含めての水泳教室やスキー教室など各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施してきました。
- ひまわりパークゴルフ場、町営野球場、B & G海洋センター、町営スキー場は利用者が安心して利用できるよう、老朽化箇所等の修繕を随時進めていく必要があります。
- 近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

基本方針

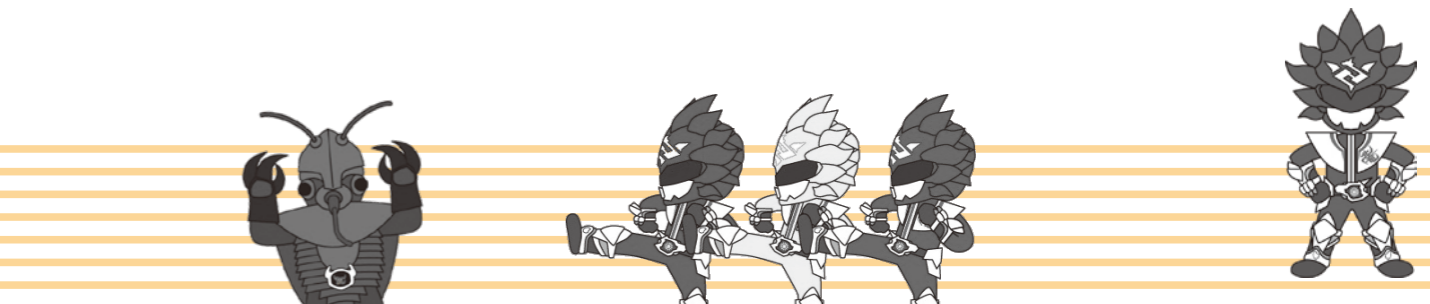
- 良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設等の計画的な維持管理を推進します。
- 子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。

主要施策

- (1) スポーツ施設の整備充実
 

利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者制度を活用した管理運営体制の充実を図り、一層の利用促進に努めます。
- (2) スポーツ団体、指導者の育成
 

町民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、体育協会やスポーツ少年団などスポーツ団体の育成を図るとともに、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。



(3) 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ② 幅広い年齢層が気軽に参加できる多様なスポーツ活動の普及に向け、関係団体等と連携し、各種スポーツプログラムの提供を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町営スポーツ施設の利用者数	人	33,500 [2018年度]	35,000 [2023年度]
町主催スポーツ教室・大会の参加者数	人	1,140 [2018年度]	1,200 [2023年度]
スポーツ団体数	団体	9 [2018年度末]	10 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。</li> <li>・多くの児童がスポーツに親しむため、養成講習会に積極的に参加をし、指導者をめざし少年団活動に協力します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でスポーツ団体活動に積極的に参加します。</li> <li>・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。</li> <li>・指導者の育成・確保に努めます。</li> </ul>

5 芸術・文化の振興

現状と課題

- 芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさや潤いをもたらす、活力あふれる地域づくりの基礎となります。
- 本町では、文化連盟を中心に、様々な文化芸術活動が行われているほか、町民自らの運営による町民文化祭が開催されています。町では、これら町民主体の文化芸術活動を支援しているほか、子ども映画会や文化講演会、芸術の旅などを開催し、文化芸術の振興に努めています。
- また、文化財については、町指定文化財の保存・活用は町民有志によって行われていますが、今後ともその適切な保存・活用を支援していくとともに、郷土資料の有効活用にも努める必要があります。

基本方針

- 豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、町民主体の文化・芸術の振興を図るとともに、貴重な文化財の保存・活用にも努めます。

主要施策

(1) 文化芸術団体、指導者の育成

町民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進するため、文化連盟など文化芸術団体の育成及び新規加入の促進に努めるとともに、指導者の育成・確保に努めます。

(2) 文化芸術にふれる機会の充実

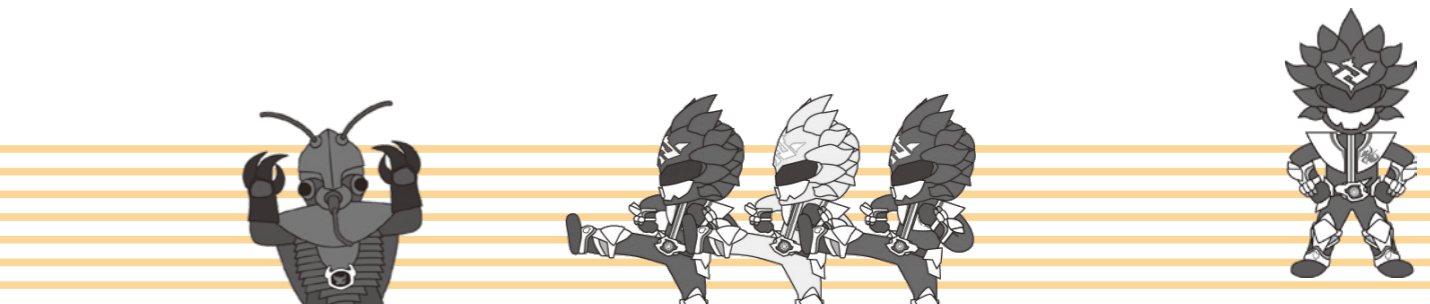
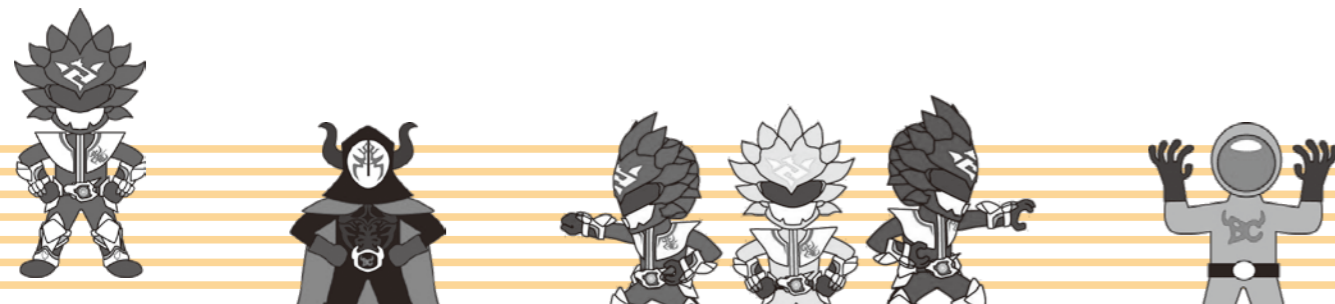
- ① 町民文化祭の充実を支援するとともに、公共施設のロビー等を活用した作品の展示や発表の場の確保、作品展・発表会の周知等に努め、活動成果を展示・発表する機会の充実に努めます。
- ② 子ども映画会や文化講演会、芸術の旅などを開催するとともに、新たな鑑賞会を開催し、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

町民との協働のもと、町指定無形文化財である真竜獅子舞の適切な保存・活用を進めるとともに、郷土資料の適正管理、郷土学習等への活用にも努めます。

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
文化連盟への参加団体数	団体	27 [2018年度末]	30 [2023年度末]
文化祭への参加者数	人	510 [2018年度]	550 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体的に、文化・芸術に興味を持ち、自ら文化・芸術活動を行います。</li> <li>文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。</li> <li>自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における文化活動の振興に努めます。</li> <li>地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。</li> <li>地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。</li> </ul>



6 人権尊重・男女共同参画の啓発

現状と課題

- 個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。差別や偏見のない社会の実現へ向けて、本町では毎年6月に「特設人権相談所」を設置しているほか、人権擁護委員及び民生委員・児童委員による「心配ごと相談所」を2か月に1回開設し、すべての町民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。
- また、我が国では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成28年には女性活躍推進法が施行されるなど、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつありますが、男女共同参画が実現されているとは言い難い状況にあります。
- しかし、少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なまちづくりに向けては、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて、新たな状況へ対応することが求められています。
- 家庭、地域、学校、職場等の関係機関とも連携を図りながら、あらゆる分野で女性も男性もともに参画し、相互の自立を育み、人権を尊重し合う社会を実現する必要があります。

基本方針

- すべての町民が思いやり、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。



序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編



基本目標6

人と想いをつなげ躍動するまち

1 地域コミュニティへの支援

現状と課題

- 近年、地域力の低下などにより、防災や子育てなど生活に密着した課題を解決する力が社会から失われつつあると言われています。多様化、複雑化する様々な社会問題を解決していくためには、地域力を高める必要があります。
- また、地域資源の発掘、創造につながるよう、それぞれの地域コミュニティの特色にあった地域づくりを進めていくことが求められています。
- 本町では、町民の高齢化、戸数の減少に伴い町内会の再編が進んでいますが、町内会では様々な活動が行われており、町はその活動やコミュニティ施設の整備などコミュニティ活動の活性化を支援してきました。
- 今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となりますが、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続していくことが必要です。

基本方針

- 地域と行政が相互に連携し、良きパートナーとして、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通じて、地域力を高めていきます。
- 地域資源の発掘、創造につながるよう、それぞれの地域コミュニティの特色にあったまちづくりを進めるとともに、地域活動を行う場としてコミュニティセンターの維持管理を推進します。

主要施策

(1) 人権尊重の普及・啓発

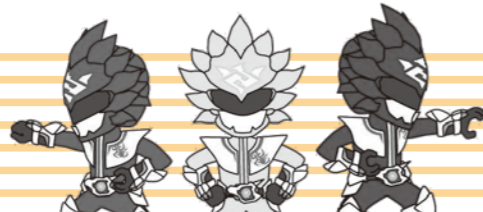
- ① 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの人権意識を高めていくため、学校・家庭・地域その他様々な場を通じた人権教育・啓発を推進します。
- ② 人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談を継続して行います。

(2) 男女共同参画の促進

- ① 広報活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた意識改革を推進します。
- ② 審議会等への女性登用率の向上、町職員の女性登用職域の拡大、各種団体役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。
- ③ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知、農業や自営商工業者などの労働環境改善の啓発など、仕事と家庭の両立支援に努めます。

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。</li> <li>・お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。</li> <li>・人権基準を考えて、それに対する行動を実践します。</li> <li>・人権尊重の意識を高め、日常生活に活かします。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域・団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。</li> <li>・人権尊重の啓発や行動を実践します。</li> <li>・町の人権推進事業を理解し意見を言い、構成する団体等を啓発します。</li> <li>・人権尊重に関する各種の団体活動を行います。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が能力を発揮できる職場環境をつくれます。</li> <li>・雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。</li> <li>・仕事と家庭の両立支援のための環境づくりを行います。</li> <li>・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境づくりを行います。</li> <li>・雇用や待遇による差別を撤廃します。</li> </ul>



主要施策

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティに関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供により、町民のコミュニティ意識の高揚及びリーダーの育成を図ります。

(2) 地域の活性化に向けた支援の充実

学習会や講習会の開催や様々な支援を通じ、地域や町内会の活性化に向けた支援の充実を図ります。

(3) コミュニティ施設の維持管理

各地区のコミュニティ施設について、町内会や地域住民と協力し合い、適正な維持管理を進めます。

(4) 町民相互の交流の推進

町民相互の交流を促進するため、各種イベントや地域の行事を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町内会数	町内会	13 [2018年度末]	10 [2023年度末]
地域ボランティア活動団体数	団体	0 [2018年度末]	1 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ（町内会等）活動に積極的に参加します。</li> <li>・地域における福祉活動を理解します。</li> <li>・地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティとして民生委員やボランティアと適切な役割分担の上、地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。</li> <li>・地域福祉活動計画を策定します。</li> <li>・社会福祉協議会の活動を支援します。</li> <li>・地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。</li> </ul>

2 広報・広聴の推進

現状と課題

- 町政に関する情報は、毎月発行している「広報ほくりゅう」をはじめ、インターネットなど様々なメディアを通じて町内外に提供しています。また、本町の魅力発信の一環として公募写真を活用した「北竜町オリジナルカレンダー」を発行しています。
- 広聴の面では、町民が参加しやすい方法で行政懇談会を開催しているほか、町長とのふれあい対話プロジェクトとして町長室開放デーを設定するなど、町民の声を広く集め、施策に反映するように努めています。
- 今回実施したアンケート調査では、町民の意向がまちづくりに反映されているという意見が多かったものの、町民の声をまちづくりに活かすために大切なこととして「町民と町との意見交換の機会を増やす」が最も多い回答となっています。
- 今後も、誰でもわかりやすい町政情報の広報に努めるとともに、町民との対話を通じて、広聴による町民意向の把握を今後も積極的に行っていく必要があります。

基本方針

- 町民が必要とする情報やわかりやすい情報の提供を行うことで、町内で行われる事業や取組に関心を持ってもらえるような広報活動を進めます。
- 町民の意識や動向を的確に把握するための広聴活動を展開し、町政への反映を図ります。

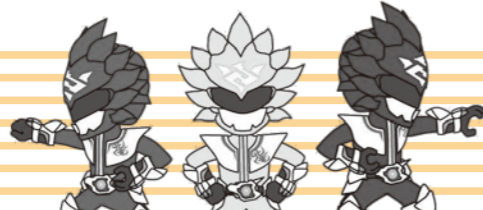
主要施策

(1) 広報活動の充実

広報誌及びホームページなど様々なメディアの情報を一層充実させ、町内外への情報発信に努めます。

(2) 広聴活動の充実

- ① 行政懇談会、町民対話プロジェクトについて、内容を工夫し、より多くの町民の意見を聞くことができる場として充実させます。
- ② 町長室開放デーについて、今後も継続して、積極的に町民の意見を町政に反映させるよう努めます。



## (3) 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、公正で開かれた町政運営を進めるため、個人情報の保護に留意しながら情報公開を推進します。

## 成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町ホームページへのアクセス数	件	90,000 [2018年度]	120,000 [2023年度]
行政懇談会参加者数	人	150 [2018年度]	160 [2023年度]

## 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の広報紙など町政に関する情報の把握に努めます。</li> <li>広報やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。</li> <li>行政懇談会に参加します。</li> <li>必要に応じて町長室開放デーを活用し、自分の意見を伝えます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<b>【地域】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町の広報紙を速やかに漏れなく地域住民に配布します。</li> <li>地域で声を掛け合い、行政懇談会への参加を促します。</li> <li>必要に応じて町長室開放デーを活用し、地域の意見を伝えます。</li> </ul>

## 3 住民参画の推進

## 現状と課題

- 近年、価値観や生活様式の変化、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や協働意識が薄れつつあります。一方で、より良いまちづくりには、これまで以上に町民一人ひとりの自治意識の醸成が求められています。
- このため、町民の愛郷心や連帯感を醸成し、自主的な活動に対する支援と担い手の育成を図る必要があります。また、町民と行政とのコミュニケーションを円滑にし、相互の理解と信頼関係を深めることで、行政主導から、町民との協働によるまちづくりへの転換を今後も図る必要があります。

## 基本方針

- 町民一人ひとりが郷土に自信と誇りを持ち、それぞれの分野においてその創造性を発揮できるよう、まちづくりの原動力となるコミュニティ活動を促進し、町民の自主的、主体的な参画によるまちづくりをめざします。

## 主要施策

## (1) 各種行政計画の策定等への参画・協働の促進

審議会の充実やパブリックコメント<sup>46</sup>の実施、各種行政計画の策定や点検・評価・見直しなど、政策形成過程からその見直しまでの町民の参画・協働を促進します。

## (2) 将来を担う人材・団体の育成

地域づくり人材育成事業により、まちづくりに意欲的に取り組む個人や団体に対し、研修への参加や講演会の開催等イベントの実施に関する支援を行うなど、将来を担う人材やまちづくり団体、NPO等の育成を積極的に進めます。

## (3) 若い世代の自主的な活動への支援

ノースドラゴンをはじめとする若い世代による自主的な活動を支援します。

46 パブリックコメント

公的な機関が規則などの制定や計画の策定を行う際に、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
地域づくり人材育成事業申請件数（年間）	件	3 [2018年度]	4 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民アンケート、パブリックコメント制度などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。</li> <li>町政に積極的に参画します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【団体・事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動や産業振興などにおいて、町政に対して必要な提言を行います。</li> <li>ホームページや広報紙を活用し、地域の活動内容や事業の紹介に努め、活気あるまちづくりを展開します。</li> </ul>



4 行政経営の推進

現状と課題

- 一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められています。
- 本町では、事務の効率化・情報化に向けた各種システムの導入や更新、情報セキュリティ対策の強化そして、L GWAN（総合行政ネットワーク）<sup>47</sup> 機器の更新などを行ってきましたが、より一層の町民サービスの向上や事務の効率化を進めるため、行政の情報化を一層推進する必要があります。
- 地方公務員法等の改正により能力本位の任用制度や人事評価制度などが地方公共団体に義務付けられ、人事評価制度の実効性を高め、職員の資質・能力の向上を図るとともに、複雑・多様化する行政課題に対して町民や関連団体との対話を深め、ともに考え、行動できる職員の育成が求められています。
- 本町では、簡素で効率的な行財政運営を行うため組織機構の見直し、指定管理者制度の導入など行財政運営の改善に向けた取組を進めてきました。これから生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や少子高齢化の進展による扶助費等の増加が予測されるとともに、公共施設の老朽化により、更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。
- こうした中、多様化する町民ニーズに的確に対応し、町民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果を上げる組織づくりに努めるとともに、行政評価制度<sup>48</sup>と予算編成をはじめとした他制度とのさらなる連携や地方公会計制度を推進し、行政経営マネジメントの強化を図る必要があります。また、人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

47 L GWAN（総合行政ネットワーク）  
地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。

48 行政評価制度  
行政が行う施策や事業について客観的に評価・検証するしくみで、より効果的・効率的な事務執行、住民に分かりやすい行政運営をめざしている。



序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

基本方針

- 町民ニーズを的確に把握するとともに、職員の資質・能力の向上を図り、組織・機構・制度等を適宜見直すことにより、柔軟できめ細やかなサービスが提供可能な効果的・効率的な行政経営をめざします。
- 将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築するため、地方公会計や公共施設マネジメントを推進するとともに、税収等の収納率向上や各種使用料の見直しを進め、自主財源の確保を前提とした健全で計画的な財政運営をめざします。

主要施策

(1) 町民サービスの充実

多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、窓口サービスの充実やICTを活用した新たなサービスの展開等により、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

(2) 行政の情報化の推進

- ① 戸籍システムや住民基本台帳システムなど既存の各種システムの維持・充実に努め、事務処理の迅速化・効率化に努めるとともに、電子申請など新たなシステムの導入を検討・推進し、行政内部の情報化を一層推進します。
- ② マイナンバー制度を利用した情報連携を推進し、行政の効率化と町民の負担軽減を図ります。
- ③ 重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティ対策のより一層の充実を図ります。

(3) 組織運営の最適化

複雑・多様化する行政課題にも的確に対応できる機能的な組織運営の確立と職員の資質・能力の向上を図るとともに、計画的な定員管理に努めます。

(4) 効率的・効果的な行政経営の推進

行財政改革に向けた不断の取組を続けていくとともに、行政評価制度を活用した施策・事務事業の成果の検証と見直しによる「選択と集中」を進めるなど行政経営マネジメントを強化するとともに、様々な知見をもつ外部有識者の活用を通じて、住民ニーズに即した効率的で効果的な行政経営を実現します。

(5) 健全な財政運営の推進

- ① 地方公会計制度改革への適切な対応を図るとともに、地方公会計を推進・活用することにより、さらなる財政の健全化に向けた取組を進めます。

- ② 中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。
- ③ 適正かつ公平な課税を行うとともに、収納率の向上に努めます。

(6) 公共施設の計画的な維持管理と適正配置

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町職員数	人	55 [2018年度末]	50 [2023年度末]
経常収支比率	%	89.5 [2017年度末]	89.0 [2023年度末]
実質公債費比率	%	8.5 [2017年度末]	15.0 [2023年度末]
将来負担比率	%	1.7 [2017年度末]	70.0 [2023年度末]
地方債残高	百万円	4,223 [2017年度末]	4,824 [2023年度末]
基金残高	百万円	1,367 [2017年度末]	1,000 [2023年度末]
町税収納率	%	98.51 [2017年度末]	99.0 [2023年度末]
公共施設の除却又は統合件数	%	0 [2018年度末]	2 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の行財政運営への関心を持ちます</li> <li>・納税者の義務を果たします。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【団体・事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。</li> <li>・町からの業務委託や指定管理者制度等への対応に努めます。</li> </ul>



序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

## 5 広域行政の推進

## 現状と課題

- 本町では、町民の生活向上と産業活動の活性化を促し、市町村単位の枠を超えた行政施策に取り組むため、北空知圏振興協議会を通じて関係市町との連携を強化し、広域での事業を進めるとともに、ごみ処理や消防などの業務を一部事務組合によって共同で行っています。
- 平成30年には、深川市を中心市として北空知圏域の4町が深川市と協定書を締結し、人口定住のため必要な都市機能及び生活機能の確保・充実に向け、連携して取り組むこととなりました。今後は「北空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき大きく変革・変動する時代において、お互いに協調しながら広域行政を進めていくこととなります。
- 今後も、北空知圏域の関係市町が連携し、互いの独自性、自主性を尊重しつつ、広域行政への需要や共通課題を研究し、効果的な公共投資とサービスの向上を図り、圏域の一体的発展をめざす必要があります。

## 基本方針

- 多様化・複雑化する行政への需要に対応するため、関係市町との連携を密にし、今後の地方分権の動きや町民ニーズの把握に努めながら広域行政を推進します。
- 広域行政についての研究・検討をさらに進め、関係市町と協働する行政をめざします。

## 主要施策

## (1) 広域行政、共同事業の推進

深川地区消防組合及び北空知衛生センター組合等の一部事務組合における共同事業の推進等を通じて、広域行政を推進します。

## (2) 北空知定住自立圏構想の推進

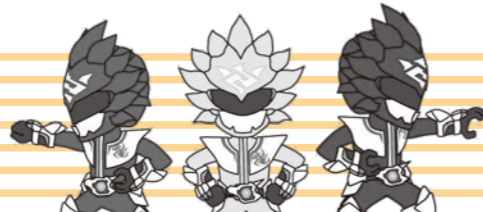
北空知定住自立圏共生ビジョンに基づき、北空知1市4町における連携の取組を推進します。

## 成果指標

指標	単位	基準値	目標値
広域による連携事業数	事業	35 [2018年度]	35 [2023年度]

## 協働の指針

町民	・広域的な行政について理解し、周辺自治体との連携に協力します。
地域・団体・事業者	<b>【団体・事業者】</b> ・町域を越えた広域連携を図り、様々な団体等と協力します。



# 資料編



## 1 北竜町総合計画策定の経過

H29. 4. 7	北竜町総合計画策定審議会へ諮問	
H29. 4.25	第1回北竜町総合計画策定審議会	委員の委嘱、会長・副会長の選出、策定体系スケジュール
H29. 7. 1	北竜町総合計画策定に向けたアンケート調査発送（中学生以上）	
H29. 7.10	北竜町総合計画にかかるワークショップ	メンバー：JA青年部・女性部・フレッシュミズ、商工会青年部・女性部、役場若手職員
H29. 7.31	北竜町総合計画施策評価シート作成	現計画の評価と次期計画の課題・改定内容について調査
H30. 1.26	北竜町総合計画策定にかかるトップインタビュー	
H30. 2.21 ～ 23	各課ヒアリング（基本構想・基本計画）	現計画達成状況調査シートについて各課ヒアリング
H30. 3.26	北竜町総合計画策定にかかるトップインタビュー	
H30. 7.27	北竜町総合計画にかかるワークショップ	メンバー：JA青年部・女性部・フレッシュミズ、商工会青年部・女性部、役場若手職員
H30. 9.27 ～ 10.23	各課ヒアリング（実施計画）	実施計画について各課ごと実施
H30.10.15 ～ 17	各課ヒアリング（基本構想・基本計画）	基本構想・基本計画素案内容・修正点について各課ごと実施
H30.11.19	第2回北竜町総合計画策定審議会	基本構想・基本計画素案について説明
H30.12. 3	議会全員協議会	基本構想・基本計画素案について説明
H31. 1.23	総務産業常任委員会	基本構想・基本計画素案について意見聴取
H31. 2.18	第3回北竜町総合計画策定審議会	基本構想・基本計画・実施計画原案について説明
H31. 2.22	答申	
H31. 3.4	議会運営委員会	基本構想・基本計画・実施計画について提出
H31. 3.19	平成31年第1回北竜町議会定例会	北竜町総合計画の議決

## 2 北竜町総合計画策定委員会委員

職名	氏名	備考
副町長	高橋利昌	委員長
教育長	本多一志	副委員長
総務課長	中村道人	
企画振興課長	南波肇	事務局長
産業課長	細川直洋	
建設課長	大矢良幸	
住民課長	有馬一志	
和保育所準備室長	杉山泰裕	
出納室長	続木敬子	
農業委員会事務局長	大友武	
教育委員会次長	南秀幸	
議会事務局長	山田伸裕	
消防支署長	滝本浩幸	
地域包括支援センター長	南祐美子	
永楽園園長	森能則	
企画振興課長補佐	井口純一	事務局
企画振興課企画係長	市場義弘	事務局



序第1部 論  
基本構想 第2部  
基本計画 第3部  
資料編

序第1部 論  
基本構想 第2部  
基本計画 第3部  
資料編

## 3 北竜町総合計画策定審議会委員

団体名	職名	氏名	備考
北竜町議会	議長	佐々木 康宏	
北竜町議会	副議長	山本 剛嗣	
北竜町議会総務産業常任委員会	委員長	佐 光 勉	
J A きたそらち北竜支所	地区代表理事	北 清 裕 邦	会長
北竜土地改良区	理事長	近 江 博 信	
北竜町商工会	会長	藤 井 雅 仁	
北竜町農業委員会	会長	水 谷 茂 樹	
北竜町教育委員会	教育長職務代理者	竹 林 信 幸	副会長
北竜町社会福祉協議会	会長	吉 尾 政 一	
北竜町ひまわり観光協会	会長	小 松 忠 彦	
北竜町ひまわり長寿会連合会	会長	北 清 昭 義	
北竜町町内会長連絡協議会	会長	谷 本 明	
一般町民代表		藤 田 真 理 子	
一般町民代表		澤 田 貴 子	
一般町民代表		竹 林 玲 子	

## 4 北竜町総合計画策定審議会設置規則

日付：平成31年2月23日  
昭和63年3月18日規則第2号

(設置)

第1条 北竜町が明るく豊かな近代的な町づくりの形成と創造豊かな調和のとれた町に振興発展して行くための長期的な基本構想の樹立、並びに基本計画に関して町長の諮問に答えるため、北竜町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ、次の各号について審議する。

- (1) 基本構想に関する事。
- (2) 基本計画に関する事。
- (3) 実施計画に関する事。
- (4) 前3号に掲げるほか、町長が特に必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織し、別表に掲げる所属団体の職にあるものを町長が委嘱する。ただし、所属団体のその職を辞したものは、その後任者を引き続き委嘱するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号の規定に基づく計画策定期間までとする。

(審議会役員)

第5条 審議会に会長並びに副会長を置く。

(会議)

第6条 審議会の招集は、町長が行う。

- 2 審議会の議長は、会長が当たる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の報酬等)

第7条 審議会委員の報酬及び費用弁償の支給については、非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和50年条例第22号）を準用し、同条例別表「その他の非常勤の委員」相当額を支給する。

(その他)

第8条 審議会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 5 諮問書

北企企号  
平成29年4月7日

北竜町総合計画策定審議会  
会長 北清裕邦様

北竜町長 佐野豊

北竜町総合計画の策定について（諮問）

北竜町のまちづくりと住民福祉の向上を図るため、北竜町総合計画の策定にあたり、次の事項について諮問しますので、貴協議会のご審議をお願い申し上げます。

記

### 1. 諮問事項

- (1) 北竜町総合計画基本構想
- (2) 北竜町総合計画基本計画
- (3) 北竜町総合計画実施計画

附 則（平成10年2月28日規則第1号）  
この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第11号）

（施行期日）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日規則第3号）

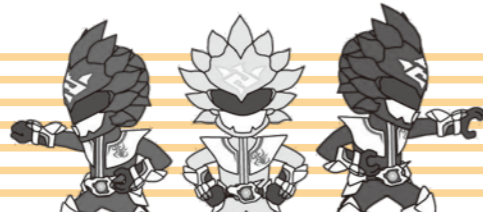
（施行期日）  
1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下において「改正法」という。）の施行日から（平成27年4月1日）施行する。

（経過措置）  
2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の規定は適用せず、この規則による改正前の第3条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

北竜町総合計画策定審議会委員

団体名	職名
北竜町議会	議長
北竜町議会	副議長
北竜町議会総務産業常任委員会	委員長
J Aきたそらち北竜支所	地区代表理事
北竜土地改良区	理事長
北竜町商工会	会長
北竜町農業委員会	会長
北竜町教育委員会	教育委員1名
北竜町社会福祉協議会	会長
北竜町ひまわり観光協会	会長
北竜町ひまわり長寿会連合会	会長
北竜町町内会長連絡協議会	会長
一般町民代表	
一般町民代表	
一般町民代表	



6 答申書

北 企 企 号  
平成 31 年 2 月 22 日

北竜町長 佐野 豊 様

北竜町総合計画策定審議会  
会長 北 清 裕 邦

北竜町総合計画の答申について

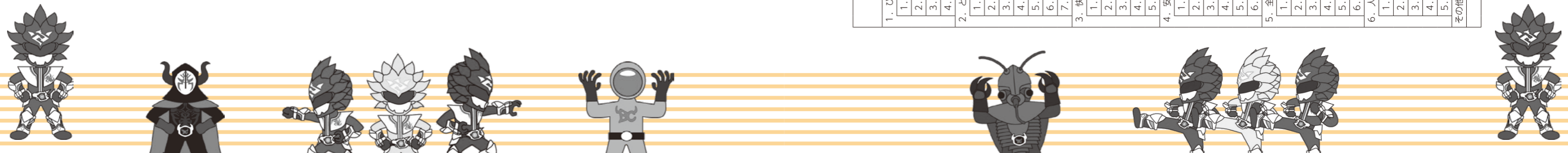
北竜町総合計画策定審議会設置規則第2条の規定に基づき、諮問のあった北竜町総合について、次のとおり答申します。

記

- 北竜町総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）については、現計画の課題・問題点を分析し、10年後に向けたあるべき北竜町の姿を展望し、3回にわたり審議会を開催して様々な角度から検討を重ねてきたところであります。  
その結果、本計画は、今後の行政運営の指針となるものとして評価でき、概ね適切であると判断します。
- 本計画の推進に当たっては、社会情勢等本町をとりまく状況の変化に対応し、より現実的・効果的な事業を展望するとともに、その管理についても最善の努力をされますよう切望いたします。

7 北竜町総合計画事業費総括表(平成31年度～40年度)

項 目	事業費 H31～40	事業費 H31～35	財 源		内 訳		事業年度別内訳						
			国庫支出金	道県支出金	地方債	その他	一般財源	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
1. ひまわりをを活かしたあかるいまち	9,965,027	3,428,857	56,813	940,899	370,300	1,110,808	950,037	703,798	732,543	701,566	648,786	642,164	
1. 農業の振興	6,380,711	1,576,497	3,425	933,654	22,800	152,459	464,159	326,214	318,084	312,915	313,079	306,205	
2. 観光の振興	2,663,596	1,391,320	40,000	0	194,300	791,420	365,600	276,044	327,237	298,427	244,681	244,931	
3. 商工業の振興	831,700	416,900	13,388	0	153,200	150,667	99,625	91,660	79,060	82,060	82,060	82,060	
4. 林業の振興	89,020	44,140	0	7,225	0	16,262	9,880	8,164	8,164	8,164	8,966	8,968	
4. ともに支え合う快活なまち	16,954,037	8,814,221	8,298,805	1,465,389	661,000	688,436	5,169,591	2,330,496	1,660,223	1,604,425	1,609,425	1,609,843	
1. 健康づくりの充実	108,504	55,617	0	3,275	9,800	18,122	24,420	13,193	10,463	10,463	10,463	11,025	
2. 地域医療の充実	1,264,852	659,994	0	11,017	34,700	0	614,277	143,235	136,110	126,972	127,689	125,988	
3. 地域福祉の充実	134,447	67,347	0	4,120	0	4,600	58,627	13,667	13,420	13,420	13,420	13,420	
4. 出産・子育て支援の充実	1,602,418	1,132,913	218,232	64,387	589,500	108,509	152,285	753,520	98,397	93,552	93,347	94,097	
5. 高齢者支援の充実	9,269,486	4,478,338	405,510	265,500	22,000	552,327	3,233,001	902,219	910,929	874,952	886,363	903,875	
6. 障がい者支援の充実	827,184	414,674	185,043	98,651	5,000	1,960	124,020	84,556	82,392	82,392	82,942	82,392	
7. 社会保険の充実	3,747,146	2,005,338	21,020	1,018,439	0	2,918	962,961	420,106	408,512	402,473	395,201	379,046	
3. 快適に暮らせる心豊かなまち	777,971	560,300	127,178	0	259,700	65,320	108,102	248,124	36,542	146,420	90,471	38,743	
1. 土地利用・地域整備の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 移住・定住の促進	515,335	388,838	127,178	0	184,900	61,169	15,591	154,424	21,606	132,722	56,776	23,310	
3. 自然環境保全	4,688	2,363	0	0	0	195	2,168	503	465	465	465	465	
4. 公園・緑地の整備	86,017	82,222	0	0	74,800	3,947	3,475	79,186	759	759	759	759	
5. 情報通信環境の充実	171,931	86,877	0	0	0	9	86,868	14,011	13,712	12,474	32,471	14,209	
4. 安心して生活できる晴れやかなまち	6,877,478	3,541,749	447,786	139,910	1,052,200	251,506	1,650,347	592,519	848,522	699,141	707,431	694,136	
1. 道路・公共交通の整備	1,531,120	788,305	261,128	9,350	171,200	4,125	342,502	165,565	113,643	159,743	216,143	133,211	
2. 水道・下水道の整備	2,112,081	1,076,128	86,658	50,055	315,300	174,781	449,334	237,461	218,499	232,959	186,967	200,242	
3. 環境衛生の充実	967,983	356,278	0	0	87,100	25,045	244,133	54,202	58,882	118,578	61,449	63,167	
4. 防災体制の充実	832,550	578,321	100,000	80,505	297,000	29,730	71,086	26,357	279,024	40,386	100,513	132,041	
5. 消防・救急の充実	1,379,627	715,027	0	0	179,100	16,915	519,012	102,627	173,200	142,000	137,200	160,000	
6. 防犯・交通安全の推進	54,117	27,690	0	0	2,500	910	24,280	6,307	5,274	5,475	5,159	5,475	
5. 全ての世代が成長し合う快活なまち	3,090,883	780,101	8,025	0	131,900	46,514	593,662	151,245	152,620	165,334	132,547	178,355	
1. 学校教育の充実	975,454	456,367	8,025	0	64,600	29,511	354,231	90,863	103,308	100,634	83,057	78,505	
2. 生涯学習の充実	1,843,825	189,738	0	0	50,000	7,616	132,122	34,822	26,049	26,409	26,049	76,409	
3. 青少年の健全育成	23,562	11,772	0	0	2,500	6,897	2,375	2,340	2,358	2,358	2,358	2,358	
4. スポーツの振興	244,202	120,304	0	0	14,800	1,165	104,339	22,836	20,521	35,549	20,699	20,699	
5. 芸術・文化の振興	2,650	1,325	0	0	0	1,325	0	265	265	265	265	265	
6. 人権尊重・男女平等参画の啓発	1,190	595	0	0	0	0	595	119	119	119	119	119	
6. 人と想いをつなげ躍動するまち	13,169,306	5,870,196	59,623	32,903	29,000	576,514	5,172,156	1,137,480	1,089,925	1,174,149	1,192,361	1,276,281	
1. 地域コミュニティへの支援	203,398	116,298	0	0	25,700	2,000	88,598	33,373	28,665	17,420	19,420	17,420	
2. 広報・広聴の推進	71,080	36,343	90	3,470	0	2,212	30,571	7,635	8,355	6,614	6,809	6,930	
3. 住民参画の推進	10,000	5,000	0	0	0	5,000	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
4. 行政経営の推進	12,879,124	5,709,311	59,433	29,193	3,300	567,302	5,050,083	1,094,196	1,051,413	1,148,623	1,164,640	1,250,439	
5. 広域の行政の推進	5,704	3,244	100	240	0	0	2,904	1,276	492	492	492	492	
その他施策体系に分類されない事業	469,133	235,460	5,802	3,125	2,504,100	1,100	225,433	48,554	44,243	46,877	48,826	46,960	
計	51,303,835	23,230,884	1,535,032	2,582,226	2,504,100	2,740,198	13,869,328	5,212,216	4,564,618	4,537,721	4,429,847	4,486,482	



**あかるい農法 ひまわりの北竜町**  
**北竜町総合計画**

---

平成31年3月

発行 北海道北竜町  
印刷 (株)ぎょうせい

---

〒078-2512 雨竜郡北竜町字和11番地1  
TEL 0164-34-2111 FAX 0164-34-2117  
<http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/>